

第3期 仙台市地域保健福祉計画

支え合いのまち 推進プラン

～未来を育む地域の「福祉力」の充実をめざして～

平成28年度▶平成32年度



仙 台 市

はじめに

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から5年の月日が経過いたしました。

市民の皆さまをはじめ、地域保健福祉活動に関わる多様な団体と、行政とが、連携・協働しながら、懸命な取り組みを重ね、復興への階段を、着実に上ってまいりました。住まいの再建から始まった本市の復旧・復興事業はいま、新たなふるさとでのコミュニティづくりに向けた取り組みへと、そのたすきをしっかりとつなごうとしています。

一方、復興を力強く推し進めてきたこの間にも、全国的な少子高齢化は確実に進展しており、地域を取り巻く課題は一層の複雑さと多様さを増しています。

大震災において発揮され、高められた、本市が誇る「市民力」。この力を脈々と育ててきた市民協働の歩みは、これまで、まちづくりを担う多種多様な芽を開花させ、さまざまに仙台のまちを彩ってきました。この、仙台の強みである「市民力」は、今後迎える少子高齢化社会に立ち向かい、未来へ向けた歩みを確かなものとするために欠かすことができない支え合い、助け合いのまちづくりの重要な原動力です。

本計画は、この力を源に、地域において支え合い、助け合う力（地域の「福祉力」）を一層高め、誰もが住み慣れた地域で、自立し、安心して、自分らしい充実した生活を送ることができるまちづくりを推進することを目的に策定いたしました。

障害者への理解を促進する取り組みや、高齢者が地域で心豊かに生活できる体制づくりはもちろんのこと、仙台の未来を担う子どもたちの育ちを地域ぐるみで応援するネットワークづくりの充実など、地域の「福祉力」が、それぞれの実情に応じて成熟しながら、地域全体のつながりを強め、仙台の未来を支える基盤をしっかりとかたちづくってまいります。

本計画の策定にあたって多大なるご尽力を賜りました社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の皆さま、また、ワークショップ等において、たくさんの貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

地域の主役は市民の皆さまです。ともに手と手を携えながら、本市が輝きと魅力あふれるまちへと成長し、希望をもって、前へ進むことができる未来を一緒に紡いでまいりましょう。

平成28年 3月

仙台市長 奥山 恵美子

第3期仙台市地域保健福祉計画 目次

第1章	計画の策定趣旨及び位置づけ	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	4
4	市民参加による計画策定	4
第2章	地域保健福祉に関する現状と課題	6
1	第2期計画の振り返り	6
2	統計データ等からみる本市の現状	9
3	アンケート調査の結果	13
4	ワークショップの結果	14
5	地域保健福祉を推進していく上での課題	16
第3章	計画の基本的な考え方	18
1	基本的な考え方	18
2	「地域」の考え方と目指すべき姿	20
第4章	計画の目標及び取り組みの基本的方向	22
1	基本理念	22
2	基本目標	22
3	取り組みの基本的方向	23
第5章	施策の展開	27
1	多様な地域活動への参画と協働環境の充実による市民力のさらなる推進	30
2	地域をつなぎ地域の魅力や活力を高めるリーダー・コーディネーターの育成	36
3	身近な地域でともに支え合うネットワークづくりの推進	39
4	地域と社会資源との多角的・重層的な交流連携の推進	44
5	確かな地域保健福祉基盤のもと誰もが自立・共生できる環境づくりの促進	50
第6章	計画を推進するための取り組み	58
1	仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	58
2	市の関係部局内の連携	58
3	市社会福祉協議会との連携	58
《資料編》		
○	用語解説	60
○	仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会における審議経過	66
○	市民参加の取り組み①／市民意向調査結果について	67
○	市民参加の取り組み②／ワークショップ開催結果について	81
○	市民参加の取り組み③／地域福祉セミナーについて	87
○	市民参加の取り組み④／中間案に対する市民意見募集結果について	88
○	仙台市社会福祉審議会条例・仙台市社会福祉審議会運営要領	89
○	仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	92



第1章

計画の策定趣旨及び位置づけ

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化が急速に進展する中、社会の都市化に伴う人々の流動性の高まりや価値観の多様化などに起因した地域社会への帰属意識の低下が、人と人とのつながりを一層希薄化させ、地域で支え合う機能の脆弱化が進んできている状況にあります。

一方、本市では、東日本大震災において、若者をはじめとする多くの住民がボランティア活動へ参加するなど、市内各地域で培われてきた絆や、自助・共助といった「市民力」が確認されるとともに、市民活動団体や企業、大学など、地域の多様な主体が持つ専門性や特性を活かした取り組みが、復興の大きな原動力となったことが確認されました。

こうした「市民力」や地域におけるさまざまな主体間の連携・協働の取り組みを、より一層高め、地域に根付かせていくことを目的として、平成24年10月に「支え合いのまち推進プランー第2期仙台市地域保健福祉計画ー」を策定したところです。

この計画では、支援者の養成研修や自主グループの立ち上げ支援による担い手の育成のほか、コミュニティソーシャルワーカーを中心とした復興公営住宅建設地域でのネットワークづくりなどに取り組み、地域における支え合い・助け合いのまちづくりに向けた土台づくりを進めてきました。

しかしながら、この間の高齢化のさらなる進展や、生活困窮など複合的な課題を抱える世帯の増加、家族内での支え合い機能の低下による社会的・経済的弱者の孤立の恐れなど、地域における課題がますます多様化・複雑化するとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年を控え、介護保険制度の改正を始めとする社会情勢の変化も相まって、地域住民主体の共助の取り組みや公的機関を含めたネットワークの充実が一層求められてきています。

このような課題を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、自立し、安心して自分らしい充実した生活を送ることができる地域社会の実現に向けて、地域における活動の担い手やリーダー・コーディネーターといった人材の育成を行いながら、地域課題を解決する重層的なネットワークを形成するなど、地域において支え合い・助け合う力（地域の「福祉力」）を高めていく取り組みをさらに充実させていくため、「支え合いのまち推進プランー第3期仙台市地域保健福祉計画ー」を策定します。



2 計画の位置づけ

本計画は、地域における支え合いを促進し、行政をはじめ町内会、民生委員児童委員（以下、「民生委員」という。）、地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、事業者、学校、企業、専門機関等が、協働により地域保健福祉を推進していくための基本目標や施策の方向性を定めるものです。

(1) 法的な位置づけ

本計画は、第1期及び第2期仙台市地域保健福祉計画と同様、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけ、法律に定める事項を盛り込むとともに、平成19年8月の厚生労働省社会・援護局長通知に基づく「要援護者支援方策」や平成26年3月の同通知に基づく「生活困窮者自立支援方策」も盛り込んでいます。

<参考> 社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 本市の各計画等との関係

本市では、平成23年3月に新たな「仙台市基本構想」を策定し、21世紀半ばに向けて仙台が目指す都市の姿の一つとして「支え合う健やかな共生の都」を掲げています。また、この基本構想に掲げる都市像を実現するために取り組むべき施策を体系的に示す長期計画として「仙台市基本計画」（平成23年度～平成32年度）を策定しました。

平成27年12月には、この基本計画の後半5年間に重点的に取り組むべき政策の方針について取りまとめた「仙台市政策重点化方針2020（平成28年度～平成32年度）」を策定したところです。さらに、平成28年3月には、基本計画に掲げる理念の実現や目標の達成を図るとともに、東日本大震災からの復興について長期的視点により取り組むべき施策について盛り込んだ「仙台市実施計画（平成28年度～平成30年度）」を策定しています。



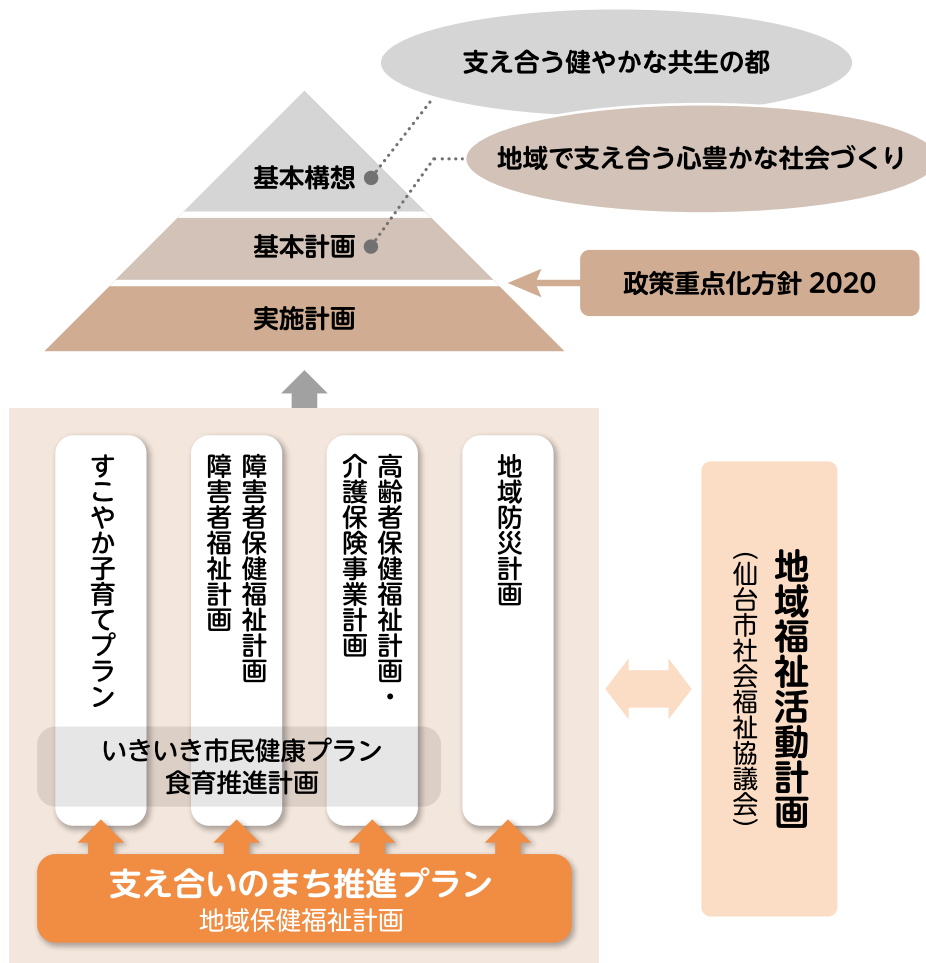
本計画は、この仙台市総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）を上位計画とし、対象別の保健福祉計画である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者保健福祉計画・障害福祉計画」「すこやか子育てプラン」や「地域防災計画」といった各分野別の計画が、地域においてより効果的に展開されることを支える役割を果たすとともに、健康づくりの基本計画である「いきいき市民健康プラン」や「食育推進計画」にも共通する地域保健福祉推進の理念を相互につなぐ役割を果たします。

(3) 地域福祉活動計画との関係

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）の策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民やさまざまな機関・団体が、連携・協働しながら地域福祉活動を進めるための民間の活動計画です。

本計画と地域福祉活動計画は、ともに地域における保健福祉を推進していく計画として、それぞれの役割を活かしながら相互に連携を図る必要があります。本市と市社会福祉協議会をはじめ、地域住民・地域団体・関係機関の連携・協働により、一体的に推進していきます。

第3期仙台市地域保健福祉計画の位置づけ





3 計画期間

本計画の計画期間は、仙台市基本計画及び各保健福祉計画との整合を図ることから、平成28年度～平成32年度までの5年間とします。

4 市民参加による計画策定

(1) 仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

本計画の策定にあたっては、高齢者、障害者、子育てといった個別分野を超えて社会福祉を総合的に推進するため、平成27年3月に「仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」を設置し、同年5月から福祉関係団体、医療関係団体、ボランティア団体、NPO、町内会、学識経験者など14名による審議を行いました。

(2) 計画策定過程における市民参加

本計画は、地域保健福祉を推進するための活動等に市民が主体的・積極的に参加し、関係機関や行政と連携・協働しながら、互いに支え合う関係づくりを構築することを目的としています。このため、計画の策定にあたっては、地域保健福祉の推進についての市民の関心を高め、身近な地域における課題を発見し、解決策を探る過程を共有しながら、幅広い市民意見を反映させる必要があります。

本計画策定過程における市民参加として、以下の取り組みを実施しました。

① 市民アンケート

地域保健福祉に関する市民のニーズや意識・意見を把握し、また、市民から見た地域と社会福祉施設やNPO法人との関わりの実態等を把握することを目的とし、次のとおり市民意向調査を実施しました。

- 調査期間 平成26年12月5日～12月19日
- 調査対象 16歳以上の市民から無作為に抽出した5,000人
- 調査方法 郵送方式
- 回収数 2,050票（回収率41.0%）



② ワークショップ

地域社会が抱える課題が複雑化する中で、行政が提供するサービスとともに、身近な生活圏を中心とした住民相互の支え合いの活動やネットワークの重要性が年々高まってきています。

本市では、これまでの計画の推進や東日本大震災からの復興へ向けた市民力の高まりとともに、地域課題に対する住民主体の取り組みが、さまざまな形で行われてきました。

こうした地域社会において展開されているネットワークや活動者から、活動の現状や課題、取り組みの工夫等について話し合う「ワークショップ」を、市社会福祉協議会との共催により、平成27年6月から9月にかけて全4回にわたり開催しました。

- 第1回 住民相互の支え合い活動の課題
- 第2回 地域福祉活動への学生参加の課題
- 第3回 高齢社会における住民主体の支援体制づくりの課題
- 第4回 復興に向けた地域の支援ネットワークづくりにおける課題

③ 市民フォーラム（地域福祉セミナー）

「ワークショップ」で出された課題や、地域保健福祉の推進における市民との連携・協働の必要性について、広く参加者と共有することを目的として、市社会福祉協議会との共催により、平成27年11月9日に「地域福祉セミナー」を開催しました。

④ パブリックコメント

平成27年12月1日から平成27年12月28日までパブリックコメントを行い、計画の中間案をホームページ、市政情報センターや各区役所、市民センター、地域包括支援センター等で公開し、広く市民意見をいただきました。

1 第2期計画の振り返り

第2期計画では、基本目標として、「みんながつながり、考え、行動し、ともに支え合う保健福祉のまちづくり」を掲げ、その実現を図るため、また、震災復興計画期間の中で進める地域保健福祉計画として、緊急に取り組む必要のある次の5つの項目を重点施策として位置づけ、推進してきました。

重点施策ごとの主な取り組みと今後の課題は次のとおりです。

重点施策① 人材・コーディネーターの育成

地域における保健福祉活動を活性化するため、効果的な講座や研修を開催し、人材やコーディネーターの育成を推進します。

主な取り組み

- 障害者や高齢者に関わる支援者養成講座や研修を実施し、地域における支え合い活動の担い手の育成と支援のスキルアップを図りました。
- 地域における自主グループ等の活動のリーダーやコーディネーター、ボランティアを養成することで、地域における保健福祉活動の活性化につながりました。

今後の課題

- フォローアップ研修の実施や、地域の中で認知され機能する存在となるよう町内会等へ周知するなど、受講後に活躍できる仕組みの検討が必要
- コミュニティソーシャルワーカーの活動事例集の作成などによって経験やノウハウを引き継いでいくことが必要。また、コミュニティソーシャルワーカーが地域主体の取り組みを支援し、地域における担い手を育成していくことが必要

重点施策② 話し合う場づくり

地域への関心を高め、活動や連携のきっかけとなるような、地域住民や関係者が集まって課題を話し合う場づくりを促進します。

主な取り組み

- 地域包括支援センターによる担当圏域包括ケア会議が、地域の保健福祉医療関係機関等のネットワークづくりに重要な役割を果たしました。



- 地域における支援団体や市社会福祉協議会、区役所等の定期的な情報交換や事例検討を各取り組みに反映すると同時に、関係機関のネットワーク形成につながりました。
- 復興公営住宅整備地区において、地域住民主体の課題解決に向けた話し合いが積極的に行われました。

今後の課題

- 多様な担い手や関係機関による連携・協働の取り組みをさらに促進するため、意見交換や情報共有ができる場づくりを推進することが必要
- 地域住民による福祉活動と専門の相談支援機関の連携のさらなる推進
- 地域が主体的に課題共有や解決のための話し合いを実施できるよう、コミュニティソーシャルワーカーが支援していくことが必要

重点施策③ 地域内の見守り・支え合いの促進

支援を必要とする方に支援が行き届く仕組みや、支援活動の継続的・安定的な運営の仕組みづくりを推進します。

主な取り組み

- 市内104地区（平成26年度現在）の小地域福祉ネットワーク活動の実施により、町内会や地域のボランティア団体、学校等と連携しながら、地区の実情に応じた住民同士の日常的な支え合い体制を構築しました。
- コミュニティソーシャルワーカーが、復興公営住宅建設地域等を主とした地域に積極的に向かい、関係機関との連携のための支援を行い、地域におけるネットワークづくりをコーディネートしました。

今後の課題

- 住民同士の見守り活動等が地域により温度差があるため、小地域福祉ネットワーク活動の充実に向けた支援が必要
- 地域の有効な資源を活かすコーディネート機能の充実
- 復興公営住宅入居者と既存の住民同士による見守り活動や交流活動の充実に向けた取り組みを推進し、地域ごとの課題や変化を捉えた地域づくりを支援していくことが必要

重点施策④ 災害時要援護者支援体制の構築

災害発生時における地域住民相互の支え合い・助け合いによる避難支援の仕組みづくりを促進するとともに、被災後の要援護者の支援体制のさらなる整備に取り組みます。

主な取り組み

- 災害時要援護者リストと活用方法をまとめた資料を地域団体等へ提供し、登録勧奨・制度周知を図りました。
- 保健福祉施設と福祉避難所の協定の締結（平成26年度末現在106箇所）を進めました。また、福祉避難所の支援員が不足した場合に市が必要な支援員を派遣するため、市内指定訪問介護事業所と介護派遣協力に関する協定を締結しました。

今後の課題

- 地域住民一人ひとりへ災害時要援護者情報登録制度の周知・理解を促進しながら、地域での支援体制構築の取り組みを支援していくことが必要
- 地域関係者で課題を共有・検討していく中で、それぞれの地域の実情にあった要援護者支援体制を構築していくことが必要
- 災害時における専門ボランティアや福祉避難所開設要員などの人材確保・育成が必要

重点施策⑤ 地域での相談機能の充実

地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。

主な取り組み

- 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、保育所の地域子育て支援センターなどにおいて、地域のさまざまな相談に対応できる体制を整備し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、支援を実施しました。
- 震災関連では、仮設住宅入居世帯への個別訪問による生活再建相談や学校へのスクールカウンセラーの派遣などによる児童の心のケアに取り組みました。

今後の課題

- 複合的な課題を抱える世帯や個別の対応が必要な世帯への継続的な支援を行える体制を整備するとともに、多様化する相談や専門性の高いニーズに対応するため、関係機関同士のネットワークをさらに強化することが必要

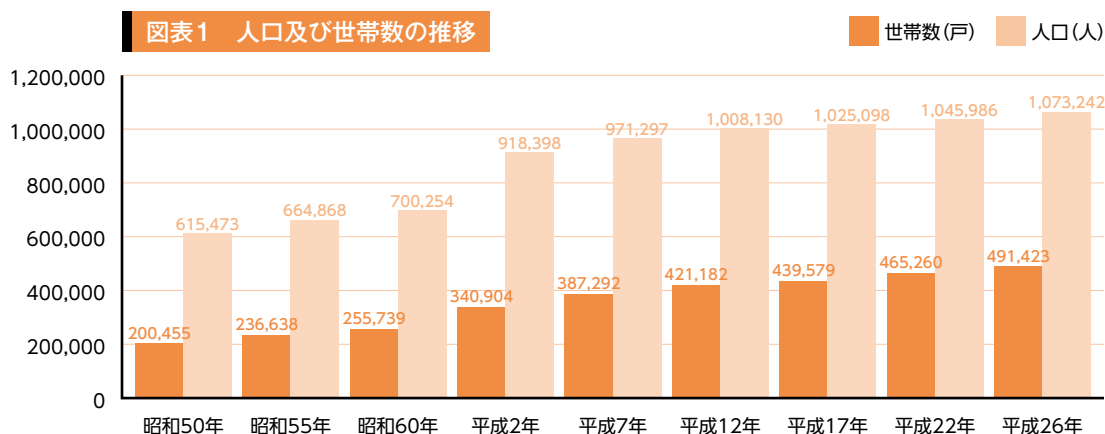


2 統計データ等からみる本市の現状

(1) 人口の推移と人口構造

① 人口の推移

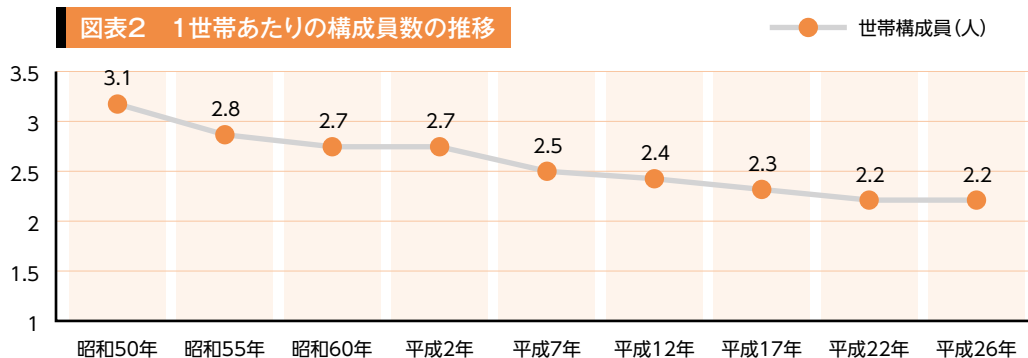
本市は、平成元年に政令指定都市へ移行し、平成11年5月に人口100万人を超えました。その後も、人口・世帯数ともに増加を続けています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災によって、震災復興需要や被災地からの避難者の流入などの影響も受け、平成26年5月には、人口107万人を超え、人口増加率も伸びています。



【資料】 国勢調査
(ただし平成26年は10月1日現在の推計値。昭和62年に旧宮城町、昭和63年に旧泉市及び秋保町と合併したため、昭和60年から平成2年にかけての伸び率が大きくなっている)

② 世帯規模の推移

人口の増加率に比べて、世帯数の増加率の方が高く、世帯規模の縮小が進んでいます。

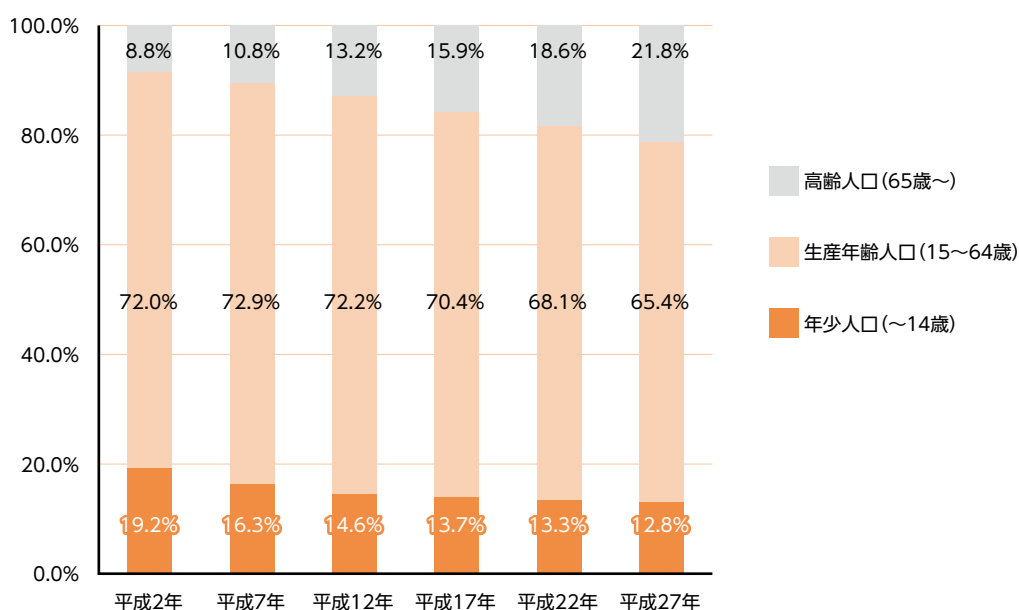


【資料】 国勢調査
(ただし平成26年は10月1日現在の推計値)

③ 少子高齢化の進行

全国的な傾向と同様、本市においても高齢者人口（65歳以上）の増加と年少人口（15歳未満）の減少による少子高齢化が進んでいます。本市の高齢人口の割合は、平成22年には全体の18.6%でしたが、平成27年では、21.8%に上昇しています。一方、年少人口の割合は低下傾向が続いており、平成22年には全体の13.3%でしたが、平成27年では12.8%となっています。

図表3 人口構成の推移



【資料】 国勢調査結果を基に、年齢不詳人口を除いて算出（ただし、平成27年は本市独自推計による）

本市における少子高齢化は、今後も進むものと予想されます。本市の将来人口の推計では、高齢人口の割合は平成37年には全体の25%を超え、大幅に上昇する一方、生産年齢人口の割合は62.4%に、年少人口の割合は11.7%にそれぞれ低下することが見込まれています。

図表4 将来人口の推計

単位:千人

年次	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)
総人口(夜間人口)	1,076	1,088	1,085
高齢人口(65歳～)	234 (21.8%)	264 (24.3%)	281 (25.9%)
生産年齢人口(15～64歳)	704 (65.4%)	690 (63.4%)	677 (62.4%)
年少人口(～14歳)	138 (12.8%)	134 (12.3%)	127 (11.7%)

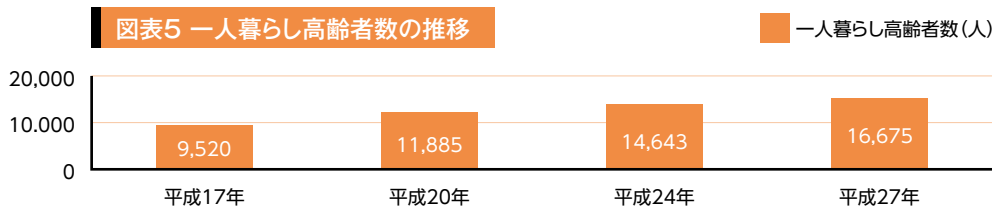
【資料】 本市独自推計による



(2) 地域で支援を要する人の現状

① 一人暮らし高齢者

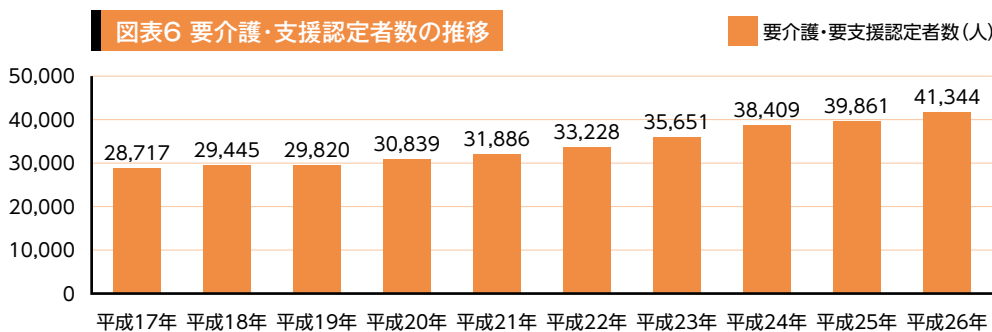
一人暮らしで75歳以上の高齢者数は、年々増加傾向にあり、平成27年の調査では、16,675人となっています。



【資料】 仙台市健康福祉局高齢企画課 在宅高齢者世帯調査（各年6月1日現在）

② 要介護・要支援認定者

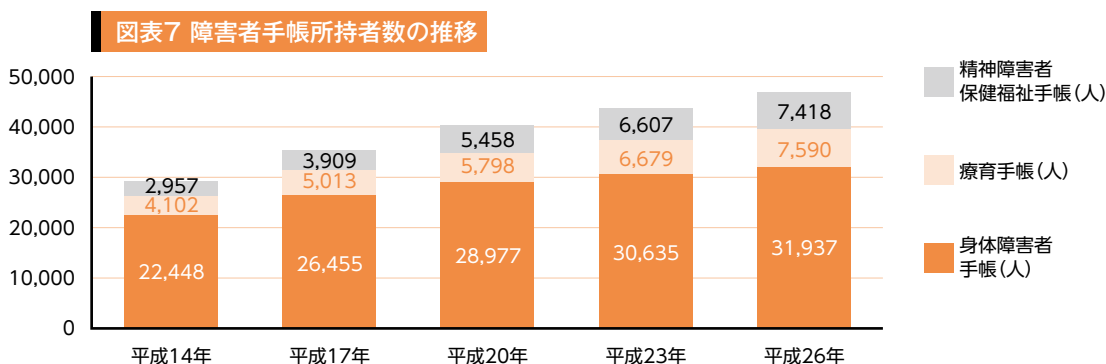
一人暮らし高齢者数と同様に、要介護・要支援認定者数も年々増加傾向にあり、平成26年度末には、41,300人を超えました。



【資料】 仙台市健康福祉局介護保険課調べ（各年度末現在）

③ 障害者手帳所持者

本市の障害者手帳の所持者数は増加しており、平成26年度末現在の各手帳所持者の合計は46,945人となっており、平成14年度の29,507人の約1.6倍となっています。

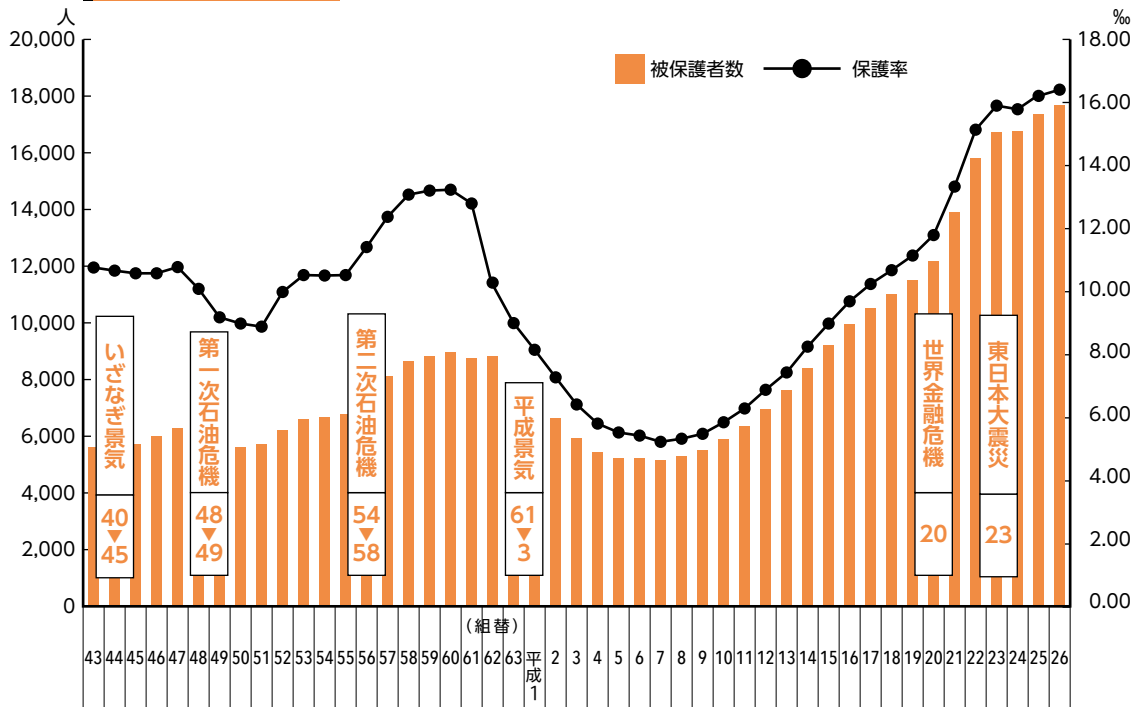


【資料】 仙台市健康福祉局障害企画課調べ（各年度末現在）

④ 保護率

本市の保護率は、平成7年度（5.25%）以降増加傾向にあり、平成26年度には、1,000人あたり16.46人が被保護者となっています。こうした傾向から、生活保護に至らない生活困窮者も増加していることが推測されます。

図表8 保護率の推移



【資料】 仙台市健康福祉局保護自立支援課調べ（被保護者数及び保護率は年度平均）
（組替）… 旧仙台市、旧泉市、旧宮城町、旧秋保町との合併による

(3) 本市の統計データ等から見える地域の動向

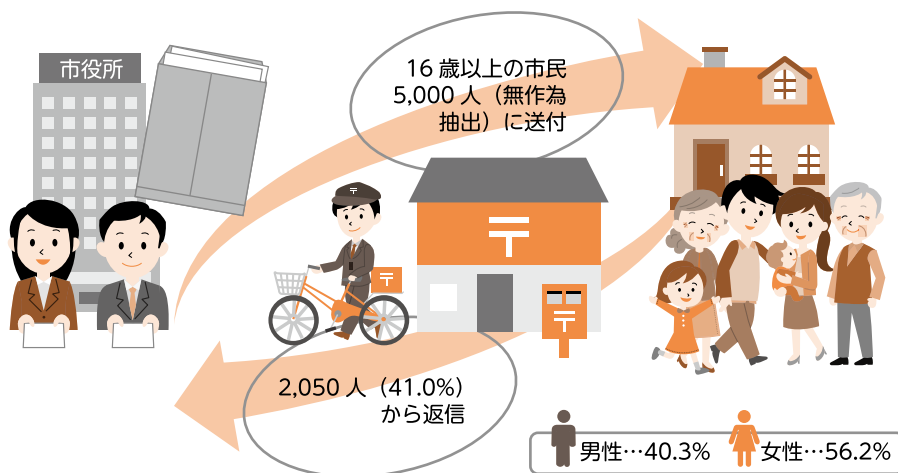
少子高齢化や一世帯あたりの構成員の減少は、今後も進むことが予想されます。また、一人暮らしの高齢の方や、障害のある方、あるいは、生活困窮者等の増加などにより、地域における保健福祉ニーズはますます多様化・複雑化していくことが見込まれます。

今後も増加が見込まれるこれらのニーズに対応し、誰もが地域で安心して生活を送るためには、行政と地域が連携・協働し、すそ野の広いきめ細かな活動を重層的・段階的に展開していくことが必要です。地域にあるさまざまな主体が手と手を携えながら、地域課題をネットワークで受け止め、ともに解決を図っていく取り組みがますます重要になってきています。



3 アンケート調査の結果

地域保健福祉に関する市民のニーズや意識・意見等を把握するため、市民意向調査を実施しました。



● 地域とのかかわり

東日本大震災後の「地域でのつながり」の重要性や「社会全体として助け合う意識」、若者を含めたボランティアなどの「社会貢献意識」の高まりが確認されました。また、地域におけるニーズと活動者とをマッチングさせる仕組みをつくることで、地域住民相互の支え合い・助け合いの取り組みが期待できることが分かりました。

● 地域で生活していく上での心配ごと

地域全体の少子高齢化が進展する中、地域コミュニティの希薄化や連携不足により担い手が不足するなど、地域生活を送るうえでの不安や課題が顕在化してきています。今後加速する少子高齢社会や災害時を想定して、世代間交流をしながら、地域課題の共有や解決策について話し合う場が必要であることが分かりました。

● 地域保健福祉活動への参加意欲

自分のライフワークにあった時間・内容であれば参加したいとする、地域福祉活動への潜在的参加意欲が確認されました。活動のきっかけづくりとして、地域活動団体や保健福祉サービス事業者など、地域資源の把握や情報共有を進める必要があることが分かりました。

● 今後の地域保健福祉のあり方

地域住民主体の支え合いのまちづくりへの支援や、保健福祉サービスのさらなる充実が行政に求められています。また、地域住民、関係機関、行政が連携・協働しながらさまざまなネットワークを構築していくことが重要であることが確認されました。

4 ワークショップの結果

● 「人材・コーディネート」に関すること

○参加しやすく、持続しやすい環境づくり

- ・ 支援を必要とする人が増加している
- ・ できる部分での参加を促すことが必要
- ・ 支援される人も協力できる役割づくりが必要
- ・ 仲間と一緒に参加できる環境があるといい
- ・ 地域活動のことがよくわからない
- ・ 認知症や高齢者との接し方を学ぶ機会づくりが必要
- ・ 強みや得意な部分を活かした参加方法があるといい
- ・ 帰属意識や愛着が持てるような参画の機会が少ない
- ・ 外部からの参加を受け入れる体制や環境が不足している

○活動の担い手を支える仕組みの充実

- ・ 研修会等、スキルアップの機会が必要
- ・ 町内会、民生委員、福祉委員などの協力態勢が重要
- ・ 交通費や活動費などの活動を支える仕組みが不足
- ・ 活動の役割、役職が重なっていて、活動が展開できない
- ・ 身寄りがいない方への声かけなどの支援ができる人材やグループが必要
- ・ うまく世代交代ができていない
- ・ 人が入れ替わりながら、持続的・安定的な体制づくりの仕組みが不足している
- ・ 活動上のリスク（怪我や事故）に対する対応が必要

○個人の意識や行動の不足

- ・ 普段の関わりが少ない。あいさつから始めることが必要
- ・ 家族ぐるみで近所づきあいを行うこと
- ・ 近所に心配なこと（人）があったら、話しかける勇気が大切
- ・ ご近所の家族構成がわからない
- ・ 地域活動への興味が薄い
- ・ 支え合いが大切と言いつつ、放っておいてという世間の意識がある
- ・ 認知症などの要支援の状況に対する意識の改革（知られたくない→お互い様の意識の醸成）
- ・ 小さい頃からの福祉教育（助け合いの意識づくり）

○さまざまな人や資源をつなぐ、調整機能の充実

- ・ ボランティアの意識や活動している人の定着も進んでいる。そのため、活動へのつなぎ方やつなぐ役割の充実が必要
- ・ 確かな情報（地域のニーズ）を把握し、伝える役割が不足
- ・ 学校や学生に対し、「してほしいこと」「求めていること」が明確になっていない
- ・ 学生がしている活動が知られていない
- ・ 地域の情報を掘り起こし、「見える化」する人が必要
- ・ 地域に詳しい人を把握しているつなぎ役が不足している
- ・ 外部支援の受け入れやそれを調整する役割が必要



● 「場・ネットワーク・連携」に関すること

○共有・解決のための場づくり

- ・方向性や問題点などを話し合う機会が必要
- ・地域の関係者同士の懇談会や研修会を通じた関係づくりが必要
- ・町内会単位でのケア会議が必要
- ・地域住民に対する地域福祉活動の理解がまだまだ不足している
- ・地域ごとにガイダンスやワークショップなどを行い、一緒に考える場が必要
- ・地域で対応した事例や話し合った内容をフィードバックすることが必要

○参加を促進する機会づくり

- ・地域課題のスタディツアーの開催やボランティアフィールドワークなどを通じた、課題と学生をつなぐ場の設定が必要
- ・大学が出来ること、地域がしてほしいことを話し合う場が不足している
- ・地域課題や地域で取り組む人を知り、出会う場の設定
- ・学生と地域の人が気軽に接することができる場がない
- ・お茶会が出来るような場、気軽に行ける場所が少ない
- ・好きな内容を選べるサロンの実施

○ネットワークの推進


- ・ネットワークを推進する取りまとめ役、リーダー役が重要
- ・ネットワークとして支援する目的、分野、期間等に対する共通理解づくり
- ・既存ネットワークとの整合性
- ・一つの目的を達成した後のネットワークの継続や、目的の確認または再設定

○活動を促進する仕組みの充実

- ・経験者から、直接話を聞くことができる場所や機会が必要
- ・活動の受け入れ側や調整する人が、活動によって得られる付加価値を学生に提示することが必要
- ・各世代や年齢ごとに橋渡し役や仲介役を担う役割が不足している
- ・互いに得られるものがあることを明確にする、または調整したうえで、マッチングすること
- ・対象に合わせた情報提供が不足している（紙以外の媒体の利活用等）
- ・自由に使える場所が不足している
- ・参加者も何らかの役割を担えるような行事のあり方が大切
- ・個別的課題への支援体制づくり

○連携と役割分担による推進

- ・どこにSOSを出していいのかわからない
- ・地域で対応困難な事例に対する対応の流れを明確にしておくことが必要
- ・地域のイベントや共通のスローガンによる地域の一体感の醸成や、地域団体の協働体制づくりが必要
- ・活動や参加したことが、地域から評価されると組織として参加を推進しやすくなる



5 地域保健福祉を推進していく上での課題

第2期計画の振り返り、統計データ等からみる本市の現状、アンケート調査、ワークショップなどの結果を踏まえ、地域保健福祉を推進していく上での課題を、以下の5つに整理しました。

(1) 担い手の育成

- 少子高齢化の進展に伴い、日常生活を送る上での不安や課題が顕在化している一方、地域活動の担い手不足により、多様な福祉ニーズに対応するための新たな活動に進展しない現状があります。誰もが参加しやすく、継続的に活動しやすい環境づくりを進め、地域活動の担い手を発掘・育成する取り組みが必要です。
- 自分のライフワークにあった時間・内容であれば参加したいとする、市民の地域保健福祉活動への潜在的参加意欲が確認されています。地域で行われているさまざまな団体や事業者による活動等の情報を共有し、より多くの市民が地域保健福祉活動に参画できるよう支援する必要があります。
- 東日本大震災後、若者も含めた、地域住民同士の「共助」意識や、ボランティア活動などの「社会貢献意識」の高まりが確認されています。学生等の若者が地域活動に参加しやすい環境づくりを支援する取り組みが必要です。

(2) リーダー・コーディネーターの育成

- 市内各地で行われている地域保健福祉活動には、地域毎に温度差があるのが現状です。これは、地域の団体や担い手をつなぐ核となる人の存在にも影響されています。地域で中心的に活動を進める人材の固定化や高齢化、役割の重複による負担を緩和し、「市民力」や「地域力」を高めるリーダーやコーディネーターの育成を支援する取り組みが必要です。
- 地域保健福祉活動を行う団体や保健福祉サービス事業者が身近な地域にあっても、具体的な活動内容に関する情報は地域住民一人ひとりまで行き渡っていません。こうした資源を地域全体で共有し、困っている人たちに活かすための地域づくりを進めるコーディネーターを育成する必要があります。
- 東日本大震災以降、復興公営住宅建設地域等で、住民主体の課題解決のための積極的な話し合いや、関係機関と連携するための支援を行ったのが、コミュニティソーシャルワーカーです。地域福祉活動を活性化させるためには、こうした地域の団体や担い手をつなぐ人材が必要不可欠です。コミュニティソーシャルワーカーの活動事例集の作成などにより、経験やノウハウを引き継ぐ新たな人材の育成が求められています。



(3) 地域住民主体の話し合いの場づくりやネットワークづくりの支援

- 地域におけるつながりの希薄化や連携不足が地域課題として挙げられています。地域住民相互の「共助」意識が高まる中、住民主体の支え合いのまちづくりを実現するため、地域住民が集える場づくりを進めるなど、支え合いのネットワークづくりを支援する取り組みが必要です。
- 地域ごとの人口動態や地域特性に応じて、必要な資源は異なります。それぞれの地域課題について話し合いながら、地域の保健福祉活動のあり方や方向性などについて共有・検討し、新たな人材の育成や活動の活性化につなげていくことも必要です。
- 大きな災害が発生した直後など、一刻を争うときには、行政による支援が間に合いません。東日本大震災での経験や市民意向調査からも、いざというときは、町内会などの地域の方々や隣近所などの住民同士の助け合いが重要です。日頃から身近な地域で顔の見える関係をつくり、要援護者の支援体制を築いておくことが大切です。

(4) 地域と相談支援機関・関係機関同士の連携強化

- 各専門相談機関において、高齢者支援、障害者支援、子育て支援など地域のさまざまな相談に対応できる体制づくりを進めてきました。一方、分野別の対応だけでは解決が困難な事例も増加しています。複合的な課題を抱える世帯や個別の対応が必要な世帯への継続的な支援体制の整備が求められています。
- 家族内での介護機能が低下する中、制度の狭間にあって、公的な福祉サービスを受けることができない、また、自ら公的機関へつながることができず、生活に困窮する方の社会的孤立が課題となっています。住民主体の保健福祉活動と公的な保健福祉サービスとが迅速かつ適切につながる体制づくりが必要です。

(5) 保健福祉サービスの基盤強化

- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、障害者への理解不足などに伴い、今後ますます多様化・複雑化することが予想される福祉課題に対応するため、町内会や民生委員など、地域活動を行う方々への継続的な支援や、行政や相談支援機関等からの保健福祉サービスに関する情報提供の充実が一層求められています。
- 高齢化社会に伴う保健福祉施設等の受け皿不足についての不安の声なども上がっています。人口減少・超高齢化社会の到来とともに予想されるさまざまな保健福祉課題を克服し、住民一人ひとりに対し保健福祉サービスが適切に提供されるためには、サービスの質や利便性を向上させていく取り組みはもちろんのこと、社会情勢の変化に応じた適正な質・量を持続的・安定的に供給できる基盤の確保が必要です。

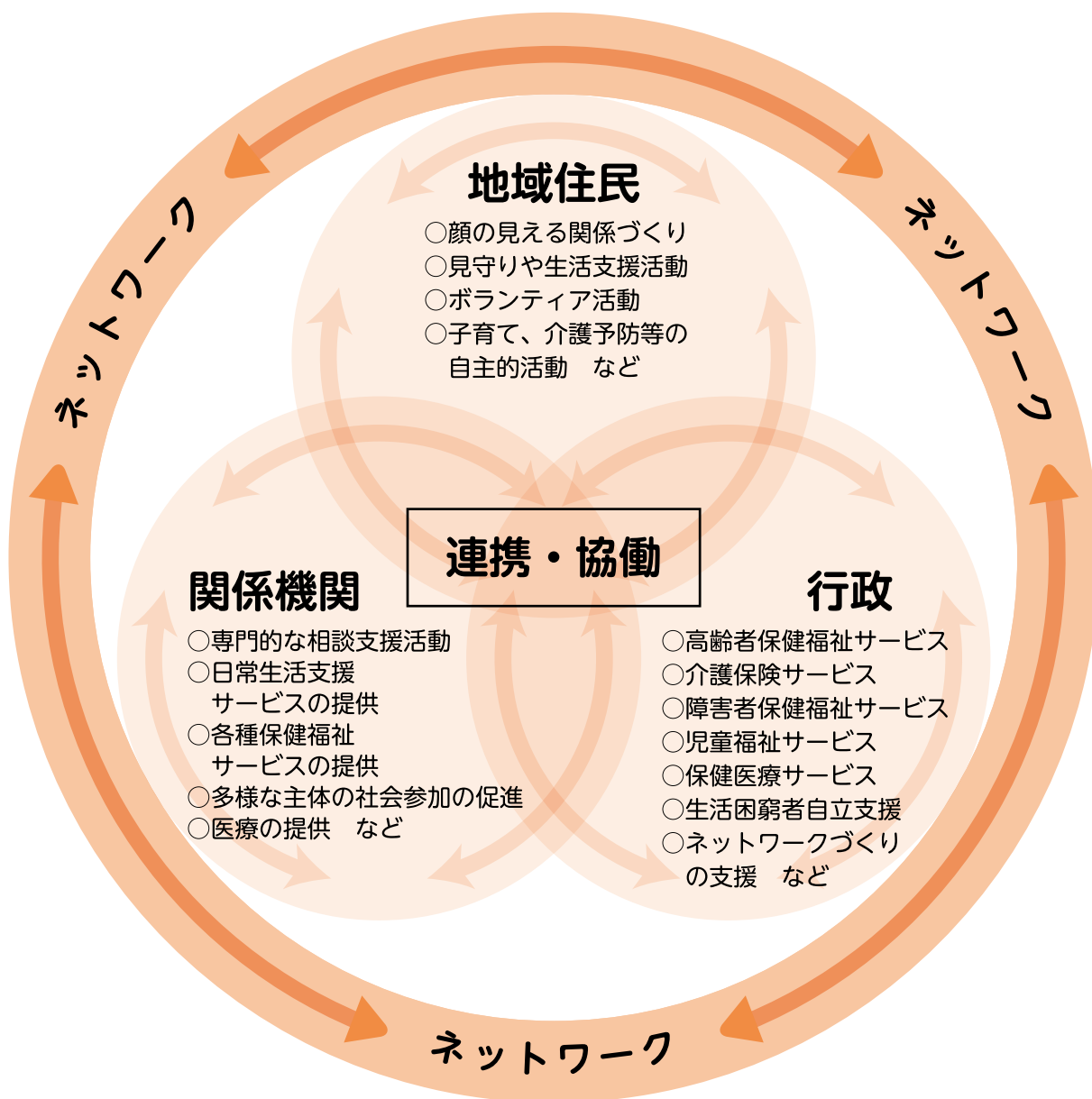
1 基本的な考え方

私たちが暮らす地域では、子どもから高齢者までさまざまな人々が日常生活を送っています。仙台の未来を担う子どもたちが生まれ、学び、「生きる力」を育む場であり、歳を重ねても、障害があっても、社会貢献や自己実現をしながら、生涯を通して「生きがい」を持ち、自分らしい生き方を全うするためのさまざまな活動の基本となる場所です。

近年加速する社会情勢の変化に伴って、地域を取り巻く課題はますます複雑・多様化しています。世代や性別、国籍や文化の違い、障害の有無などを超えて互いの多様性を認め合い、すべての市民がそれぞれの地域で、その人らしく自立し、心豊かに充実した生活を送るためには、誰もが地域とつながりを持って、ともに支え合い、助け合うまちづくりの実現が求められています。

地域における日常的な生活課題をそれぞれの地域で受け止め、つなぎ、社会全体で解決するためには、行政による公的な福祉サービス（「公助」）の充実だけでなく、地域住民一人ひとりの「自助」や、地域住民がともに支え合い、助け合う「共助」の取り組みが重要です。このような「自助」「共助」「公助」の取り組みが、相互に連携・協働しながら、地域が一体となったネットワークを構築することで、そのつながりをより強固なものとしていくことが必要です。

地域住民をはじめとするさまざまな主体が、自らの知恵と創意工夫で、地域の実情に応じた活動を展開していくことを支援することにより、本計画の基本理念や基本目標を実現していくことを目指します。



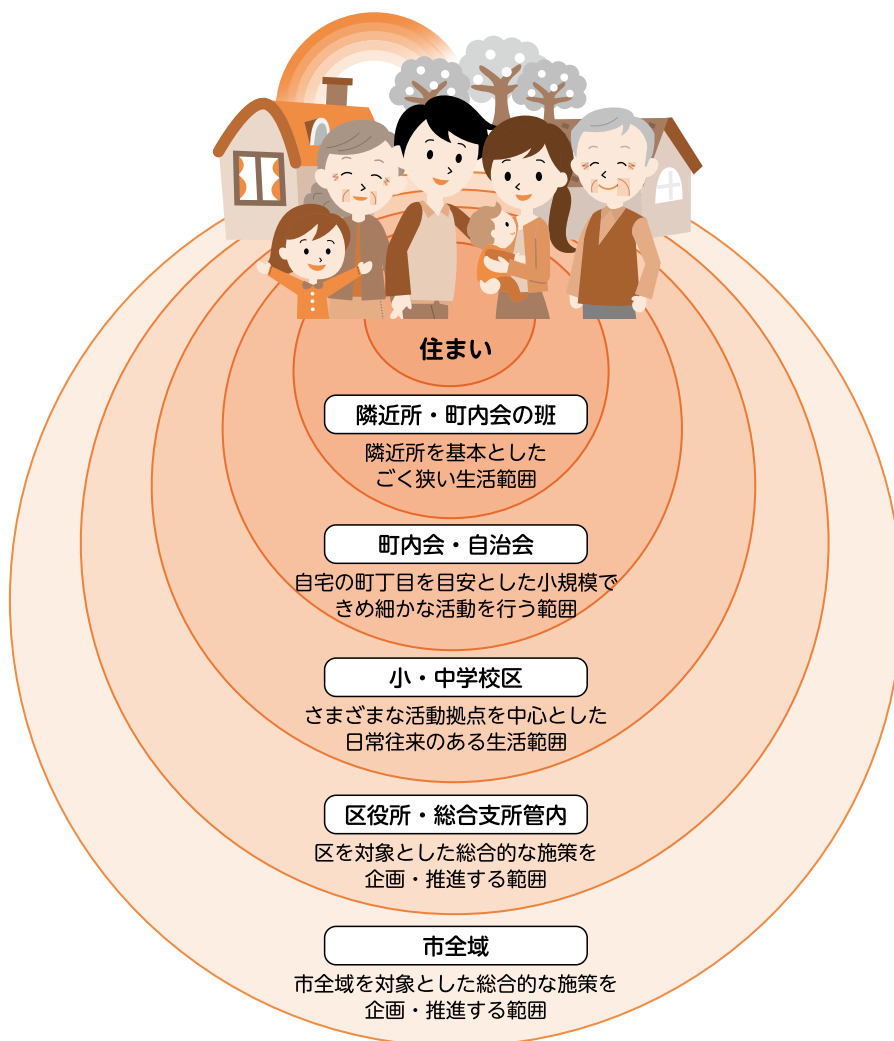
連携・協働

- 住民参加の促進
- 人材育成
- 情報共有
- 話し合いの場の確保
- ネットワーク構築
- 生活支援の充実
- 総合相談の充実

2 「地域」の考え方と目指すべき姿

(1) 地域保健福祉を推進していくにあたっての「地域」の考え方

地域住民が、互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、次の図のように段階的に地域を捉え、各圏域単位で構成されるさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくことが重要です。



日々その様相が移り変わる地域の状況を間近に捉え、身近な課題の早期発見につながる日常的な声かけや見守り活動などは、より小さな圏域を単位として、一方、地域保健福祉活動の担い手となる人材の育成や団体間のネットワークの構築などは、より広い圏域を単位として総合的に進めていく必要があります。

小さな圏域で解決困難な課題については、専門的・総合的な対応を図るため、より広域の支援者やネットワークにつなぎ、広域の支援者やネットワークで把握した課題については、よりきめ細かに対応するため、小さな圏域の支援者やネットワークにつないで解決を図るといった、双方向のネットワークの構築を目指します。



(2) 各圏域における活動、関係機関の具体例

() 内は平成27年4月1日現在

	圏域での活動例	主な関係機関・団体
隣近所・町内会の班	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所同士の挨拶、付き合い、支え合い ○日常的な見守り ○災害時要援護者の支援、見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の班
町内会・自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会活動 ○民生委員活動 ○地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動、サロン活動 ○防犯、防災活動 ○分野ごとの小地域活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会 (1,388) ※H27.6.1現在 ・民生委員 (1,536人) ※H27.12.1現在 ・消防団員 (2,081人) ・婦人防火クラブ (519) ・老人クラブ (468) ※H27.3.31現在 ・子ども会 ・NPO、ボランティア団体等市民活動団体
小・中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ○市や区のエリアと比べ、よりきめ細かなサービスの展開 ○それぞれの分野ごとに団体を組織し、より地域の実情に即した柔軟な活動の展開 ○活動団体同士のネットワークの構築 <p>(参考) ・小学校区 (123) ・中学校区 (63)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合町内会 (114) ※H27.6.1現在 ・地区民生委員児童委員協議会 (65) ・地区社会福祉協議会 (103) ・地域包括支援センター (50) ・市民センター (60) ・PTA (190) ※仙台市PTA協議会 ・NPO、ボランティア団体等市民活動団体 ・福祉サービス事業者・施設
区役所・総合支所管内	<ul style="list-style-type: none"> ○区域を対象としたサービスを提供し、相談窓口を設置 ○区エリアでの活動団体の調整、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所・総合支所 ・市社会福祉協議会各区・支部事務所 ・区ボランティアセンター ・区民生委員児童委員協議会 ・区連合町内会長協議会 ・障害者福祉センター ・障害者相談支援事業所 (16) ・子育てふれあいプラザ ・福祉サービス事業者・施設
市全域	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域を対象とした総合的な施策の展開 ○全市エリアでの活動団体の調整、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・市社会福祉協議会 ・市ボランティアセンター ・市生活自立・仕事相談センター ・全市を包括する福祉活動団体 ・市民生委員児童委員協議会 ・市連合町内会長会 ・児童相談所 ・福祉サービス事業者・施設



第4章

計画の目標及び取り組みの基本的方向

1 基本理念

仙台市地域保健福祉計画では、子どもから高齢の方まで、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが地域においてその人らしく自立し、心豊かに充実した生活を送ることができるよう、地域に関わるさまざまな担い手が力を合わせ、ともに生き、支え合う社会を実現していくことを目指して、次の基本理念を掲げてきました。

**誰もがそれぞれの地域で、自立し、安心して、
自分らしい充実した生活を送ることができるまち**

本計画においても、第1期及び第2期計画において掲げた、この基本理念を継承し、その実現に向けた施策を推進していきます。

2 基本目標

地域保健福祉に関する現状と課題を踏まえ、基本理念の実現を目指し、今後5年間の取り組みの基本目標を次のとおりとします。

(1) 主体的・持続的に市民力を発揮する地域づくり

地域住民一人ひとりが、自分たちが暮らす地域の課題に積極的・主体的に気づき、それぞれの地域にある社会資源を活用しながら、社会情勢の変化や地域の実情に柔軟かつ多角的に対応していくことが求められています。こうした支え合い・助け合いのまちづくりの主役となる人材を各地域で持続的に発掘・育成し、住民一人ひとりが自らの能力を発揮しながら、相互に自己実現することができる地域づくりを目指します。

(2) 協働で支え合う仕組みづくり

地域課題を身近な住民同士で早期に発見し、社会全体できめ細かに対応していくためには、地域内や各圏域内でのつながりはもちろんのこと、各圏域を超えた重層的なネットワークが構築されていることが重要です。

地域におけるさまざまな主体と行政とが連携・協働し、それぞれの地域にある社会資源や地域福祉活動を担う人材とが有機的につながりながら、地域課題をともに考え、解決に向けて行動していく支え合い・助け合いの体制づくりを目指します。



(3) 利用者主体の総合的な保健福祉サービスの基盤づくり

社会情勢や市民ニーズの変化等に的確に対応し、一人ひとりの状況に応じた保健福祉サービスが適切に提供されるよう、多様なサービスを創出する取り組みやサービスの質や利便性を向上させていく取り組みはもちろんのこと、地域団体・事業者等との連携を強化しながら、効果的な情報提供や相談支援体制を一層強化するなど、保健福祉サービスを持続的・安定的に供給できる基盤づくりを目指します。

3 取り組みの基本的方向

(1) 地域保健福祉の課題と「取り組みの基本的方向」

基本目標の実現を図るため、第2章5で整理した「地域保健福祉を推進していく上での課題」を踏まえ、次の5つの項目を取り組みの基本的方向として掲げます。

課題① 担い手の育成

本格的な少子高齢化社会の到来を控え、地域におけるつながりの希薄化や担い手の固定化などによる人材不足を解消し、社会情勢の変化や複合的な課題、地域の実情に柔軟・多角的に対応できる多様な担い手・新たな担い手の持続的な育成



基本的方向1 多様な地域活動への参画と協働環境の充実による市民力のさらなる推進

少子高齢化を迎える中で、次代を担う若い世代はもちろんのこと、高齢者なども含めた地域を構成するすべての住民が「地域づくり」の担い手です。生産年齢人口が減少する時代の到来に伴って、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な地域を創る取り組みや、地域を支える人材の中長期的な視点に立った育成・確保がますます重要視されています。

社会における労働環境の変化も著しい昨今、人々が労働というかたちから地域活動というかたちでの社会貢献へ移行していく年齢もまた引き上げられてきています。

複雑化する地域課題に柔軟かつ多角的に対応するためには、次代を担う若い世代から豊かな経験を持つ元気高齢者までさまざまな主体が連携・協働した地域ぐるみによる社会参加が一層求められています。

地域住民一人ひとりが地域を知り、より積極的に関心を持って地域に参画するための情報発信や多主体・多世代が参加・交流しやすい活動機会の充実を図るとともに、それぞれの地域にある多彩な担い手が個々の力を発揮し、持続的な活動に結びつくような環境づくりが必要です。



課題② リーダー・コーディネーターの育成

地域にいる人と人、あるいは、人と資源とをつなぎ、日常生活における些細な困りごとや公的な制度にはない支援について、地域住民同士の支え合いにより対応していく仕組みづくりを推進するリーダー・コーディネーターの育成

基本的方向2 地域をつなぎ地域の魅力や活力を高めるリーダー・コーディネーターの育成

地域ごとの人口動態やそれに伴う将来的な課題・ニーズは大きく異なっており、そうした地域にある課題・ニーズに呼応しながら、それぞれの地域で育まれてきた社会資源もまた多種多様です。

個々の地域の実情やさまざまな資源を把握し、日常生活に密着した些細な困りごとに地域の中で対応していく仕組みづくりを推進するためには、地域におけるさまざまな活動主体をつなぎ、連携や協働による支え合いの取り組みを促進するリーダーやコーディネーターの育成が必要です。

課題③ 地域住民主体の話し合いの場づくりやネットワークづくりの支援

地域のみんなが集う場で世代間交流などを通じた顔の見える関係や信頼関係を築き、地域における課題発見・情報共有・解決に向けた取り組みを促進

基本的方向3 身近な地域でともに支え合うネットワークづくりの推進

年々多様化する地域の保健福祉ニーズに、早期かつ柔軟に対応していくためには、より多くの人材が地域活動に参画しながら、地域課題を発見・共有し、その課題の解決に向け、主体的に話し合う場づくりを進めていくことが必要です。また、こうした話し合いの場で、些細な困りごとや、災害などに備えて日頃から身近な地域にある社会資源を把握し、情報を共有・蓄積しておくことが、地域力を高める重要な取り組みの一つとなります。

支援を必要とする市民であっても、他の要支援者にとっては担い手と成り得るように、それぞれの個性や得意とする分野を互いに地域で持ち寄って、支え合う関係づくりや、身近な生活課題を地域にあるネットワークで受け止める体制の構築が求められています。

高齢者・障害児（者）・妊産婦・乳幼児・児童・外国人など、平常時はもちろんのこと、特に災害時などの緊急時において支援を要している方が、地域で見守られながら、また、必要に応じた助け合いが円滑に行われるよう、地域内において、日頃からさまざまな住民が出会い、顔の見える関係を構築していく環境づくりが必要です。



課題④ 地域と相談支援機関・関係機関同士の連携強化

分野別の相談支援では対応が困難なケースや複合的な課題を抱えた世帯の社会的孤立防止に向けた、「地域」「関係機関」「行政」との連携・協働による見守り、支え合いの促進



基本的方向4 地域と社会資源との多角的・重層的な交流連携の推進

子育て世帯による親の介護や、障害がある子どもの親の高齢化など、世帯を構成する家族がともに支援が必要である場合など、分野別の対応だけでは解決困難な事例が増加しています。各分野に関する専門の相談支援機関が、相互に連携し、情報を共有しながら協力し合える体制づくりがより一層求められています。

社会的に孤立しやすい世帯の問題は、身近な住民による見守り活動によって発見されても、地域住民同士のネットワークだけでは対応が困難であることも少なくありません。

地域住民の見守り、支え合い活動と公的な福祉サービスとがうまくつながることができるよう、地域にある課題や公的な福祉サービスに関する情報を住民・関係機関・行政とで共有できる仕組みづくりや、地域住民が行政や専門の相談支援機関へ円滑にアクセスできるネットワークづくりが必要です。

課題⑤ 保健福祉サービスの基盤強化

保健福祉ニーズの多様化・複雑化への対応と地域の中で支援を必要としている住民一人ひとりに対する保健福祉サービスの適切な提供



基本的方向5 確かな地域保健福祉基盤のもと誰もが自立・共生できる環境づくりの促進

支援を必要とする方が、地域で自立し、心豊かに充実した生活を送るためには、地域保健福祉に関するサービスはもちろんのこと、防災や防犯、バリアフリーのまちづくりなど安全・安心な暮らしづくりから、健康づくりや生きがいづくり、さらには、教育や就労問題など、幅広い視点に立った公的サービスの基盤づくりが必要です。

地域における課題が多様化・複雑化していることから、社会情勢の変化に適応した多様なサービスの創出を推進していくことはもちろんのこと、既存の公的な福祉サービスにおいても、さまざまな保健福祉ニーズに幅広く対応することができるよう、サービス内容の拡充や質の向上を図る視点に立つこともまた重要です。

持続的かつ安定的に質の高いサービスを提供するため、関係者、職員等のより幅広い知識の習得や技術の向上を図りながら、サービスの利用にあたって支援を要する人も含め、誰もが安心して必要とするサービスを選択できる仕組みづくりが必要です。

(2) 「取り組みの基本的方向」の関係性

「取り組みの基本的方向」のうち、基本的方向1から4は、住民が地域に主体的に関わり、活動に参加し、課題を共有して、支え合い・助け合いながら地域の「福祉力」を高め、地域保健福祉を推進していくといった過程に沿って設定しています。

基本的方向5は、行政や関係機関が提供するさまざまなサービスや取り組みが、より効果的に展開されるための方策を掲げ、地域保健福祉を推進していく過程のすべてを支えるものとして設定しています。

基本的方向の関係性は必ずしも一方向ではなく、それぞれの方向が相互に関連を持ちながら、地域住民・関係機関・行政が連携・協働により施策を推進していく必要があります。

取り組みの基本的方向の関係性

-
- 1 多様な地域活動への参画と協働環境の充実による市民力のさらなる推進
 - 2 地域をつなぎ地域の魅力や活力を高めるリーダー・コーディネーターの育成
 - 3 身近な地域でともに支え合うネットワークづくりの推進
 - 4 地域と社会資源との多角的・重層的な交流連携の推進

- 5 確かな地域保健福祉基盤のもと誰もが自立・共生できる環境づくりの促進



第5章

施策の展開

計画の基本目標及び取り組みの基本的方向を踏まえ、地域での取り組みを推進していくための施策の方向は次のとおりです。

基本理念

誰もがそれぞれの地域で、自立し、安心して、自分らしい充実した生活を送ることができるまち

基本目標

★は重点施策

1

主体的・持続的に市民力を発揮する地域づくり

基本的方向 1 >>

多様な地域活動への参画と協働環境の充実による市民力のさらなる推進

- 施策の方向
- ① 地域保健福祉に関する学びの機会の充実
 - ② 身近な地域で活動しやすい環境づくり
 - ③ 地域保健福祉活動への参画の動機づけとなる情報の提供
 - ★④ 仙台の強みを活かした新たな担い手の育成

基本的方向 2 >>

地域をつなぎ地域の魅力や活力を高めるリーダー・コーディネーターの育成

- 施策の方向
- ★① 地域団体による福祉活動の充実・強化
 - ★② コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援活動と人材育成の促進
 - ③ 相談支援機関によるコーディネート機能の強化・人材の育成

2

協働で支え合う仕組みづくり

基本的方向 3 >>

身近な地域でともに支え合うネットワークづくりの推進

- 施策の方向
- ① 地域住民主体の話し合う場づくり
 - ② 地域資源の有効活用
 - ★③ 災害に強い地域づくり

基本的方向 4 >>

地域と社会資源との多角的・重層的な交流連携の推進

- 施策の方向
- ① 地域における相談支援機能の充実
 - ★② 地域を構成するさまざまな主体間の重層的ネットワークの構築
 - ③ 生活困窮者等の自立支援の推進

3

利用者主体の総合的な保健福祉サービスの基盤づくり

基本的方向 5 >>

確かな地域保健福祉基盤のもと誰もが自立・共生できる環境づくりの促進

- 施策の方向
- ① 身近な地域における交流活動事業や団体・グループ活動への支援
 - ② バリアフリーのまちづくり
 - ③ 権利擁護の推進
 - ④ 保健福祉サービスの充実

東日本大震災において発揮された、行動する「市民力」は、本市の市民協働によるまちづくりによって脈々と培われてきた、仙台が誇るべき、支え合い・助け合いのまちづくりの大きな原動力です。

この、地域において支え合い・助け合う力（地域の「福祉力」）をさらに高め、未来へとつないでいくための取り組みとして、下図のように、5つの重点施策に取り組むことで、重点以外の施策である「地域保健福祉に関する学びの機会の充実」、「身近な地域で活動しやすい環境づくり」、「地域保健福祉活動への参画の動機づけとなる情報の提供」、「相談支援機関によるコーディネート機能の強化・人材の育成」、「地域住民主体の話し合う場づくり」や「地域資源の有効活用」なども併せて推進していきます。

施策の展開イメージ

重点以外の施策（12）

地域保健福祉に関する
学びの機会の充実

相談支援機関によるコーディネート
機能の強化・人材の育成

身近な地域で
活動しやすい環境づくり

地域住民主体の
話し合う場づくり

地域保健福祉活動への参画の
動機づけとなる情報の提供

地域資源の有効活用

など

重点施策（5）

仙台的強みを活かした新たな担い手の育成

● ボランティア・市民活動ネットワーク会議 など

地域団体による福祉活動の充実・強化
● 小地域福祉ネットワーク活動の活性化 など

災害に強い地域づくり

● 災害時要援護者避難支援の推進 など

コミュニティソーシャルワーカーによる
地域支援活動と人材育成の促進
● 活動事例集の作成や研修会の開催 など

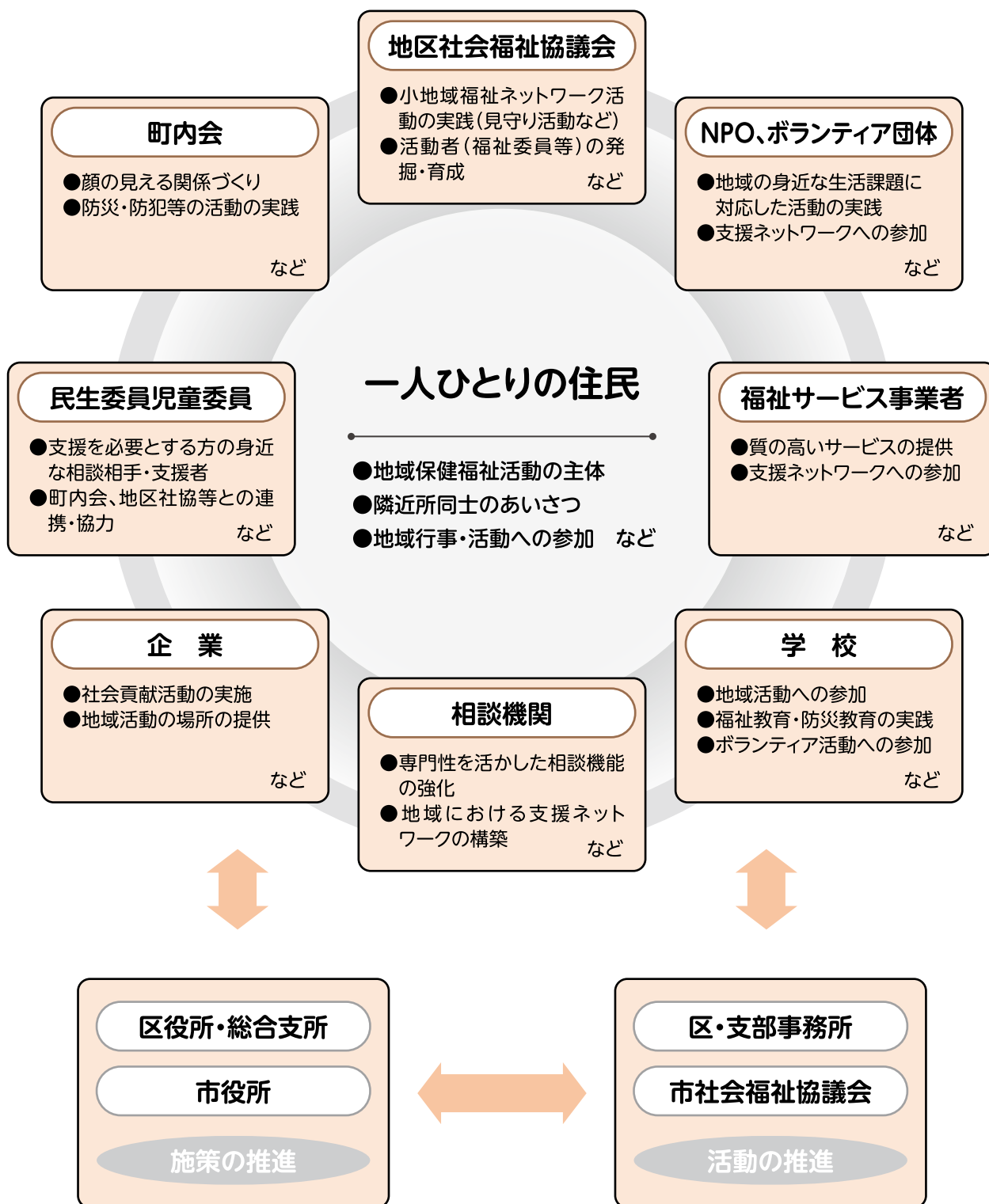
地域を構成するさまざまな主体間の
重層的ネットワークの構築

● 地域包括ケアシステムの構築に向けた
地域包括支援センターの機能強化 など



● 地域保健福祉活動の担い手

本計画に掲げる目標等の実現を図るために、一人ひとりの住民をはじめ、地域におけるさまざまな担い手がそれぞれの役割を持ちながら連携を図り、互いに成果を共有しながら取り組みを推進していくことが期待されます。



1 多様な地域活動への参画と協働環境の充実による市民力のさらなる推進

地域住民一人ひとりが地域を知り、より積極的に関心を持って地域活動に参画するための情報発信や、多主体・多世代が参加・交流しやすい機会の充実を図るとともに、それぞれの地域の多彩な担い手が個々の力を発揮し、持続的に活動できる環境づくりに取り組みます。

施策の方向 1-1 地域保健福祉に関する学びの機会の充実

年齢や性別、立場などに関わらず、地域を構成するすべての住民が地域の課題や地域保健福祉活動に関心をもつきっかけづくりを進め、各教育課程における福祉教育を基盤とした次世代の担い手や、社会貢献活動を担う元気高齢者の育成など、多様な人材の発掘・育成に取り組みます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	保健福祉に関する各種講座	保健福祉に関する情報提供や理解の促進、ボランティアの育成・支援、地域内の交流等を目的として、区役所等において各種講座を開催する。	健康福祉局 子供未来局 各区
2	保健福祉に関する出前講座	高齢者、障害者、子育て、健康づくりなどの各保健福祉施策に対する市民の理解を深めるために、担当課職員が地域に直接出向いて講座を行う。また、本計画に関しては、計画の基本理念や基本目標などを説明し、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた取り組みについて、普及・啓発を図る。	健康福祉局 子供未来局 各区
3	地域福祉セミナー	幅広い市民を対象に地域福祉の現状や課題についての情報提供を行い、地域福祉への理解を深めることを目的に開催する。	社会課 市社会福祉協議会
4	ボランティアフォーラム	ボランティア同士の交流や情報交換及び市民へボランティア活動の情報発信を行い、ボランティアへの理解と活動への参加啓発を目的として開催する。	社会課 市社会福祉協議会
5	ボランティアセンターにおけるボランティアに関する各種講座	市民を対象に、ボランティアの基礎的な知識や心構え、援助技術の習得など、テーマに応じた各種ボランティア研修を、地域の人材発掘を目的として開催する。	社会課 市社会福祉協議会



No	事業名	事業概要	担当課
6	ボランティアセンターによる夏のボランティア体験会	市内在住、または、市内に通勤通学する中学生以上を対象に、地区社会福祉協議会や地域福祉団体、福祉施設等の受入協力を得て、夏休み期間中にボランティア活動体験を開催する。誰かのために貢献することの大切さや達成感を感じることでボランティア活動の輪を広げる。	社会課 市社会福祉協議会
7	学校における福祉教育	人間尊重・生命尊重の精神の下、他者への思いやりや、社会連帯の意識及び奉仕の心を、教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を通して深める。	教育指導課
8	新たな防災教育推進事業	児童生徒が命の尊さや多くの人々との絆、「自助」「共助」の大切さについて学び、生涯にわたって必要な防災対応力を習得することができるよう、地域や関係機関と連携しながら学校における新たな防災教育を推進する。	教育指導課
9	学びのコミュニティづくり推進事業	学校や市民センターが事務局となり、地域のさまざまな団体が連携して、子どもと大人が交流できる事業や、自然体験や社会体験ができる事業を行う。	生涯学習 支援センター

施策の方向 1-2 身近な地域で活動しやすい環境づくり

各教育課程やボランティア講座、研修で学んだことを、実際の地域における保健福祉活動につなげ、持続的な活動とするための取り組みを進めます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	地域力創造支援事業	地域主体の地域づくりを進めるため、町内会をはじめとする地域団体が協働・連携し、新たな担い手の発掘・育成に関する取り組みや地域課題の発掘・解決に資する事業を実施する。	地域政策課
2	市民活動サポートセンターにおけるボランティア活動、NPO活動に対する支援	さまざまな分野の市民活動団体やボランティアなどを対象に、情報の受発信や相談、活動場所の提供、各種講座の開催などの支援を行う。	市民協働推進課
3	市民活動補償制度	市民が安心かつ自立して地域社会づくりに参加できるよう、市民活動中に事故が発生した場合の補償制度を市が実施・運営する。	市民協働推進課 各区・宮城総合支所 まちづくり推進課 秋保総合支所総務課
4	地域のボランティア育成講座	地域活動を支援する人材確保を目的としてボランティア講座を開催し、活動の意義や心構えについて理解を深めるとともに必要な技術、知識を習得する。	社会課 市社会福祉協議会
5	ボランティアセンターにおけるボランティア活動相談、情報提供、コーディネート等	市社会福祉協議会及び各区・支部事務所内に設置されているボランティアセンター等を通して、市民からの「ボランティア活動をしたい」「活動をしてもらいたい」というニーズや、各種のボランティアに関する相談及び調整を行うとともに、各種の情報提供を行うことで幅広い活動の選択肢の提案・提供や広報啓発活動を行う。	社会課 市社会福祉協議会



No	事業名	事業概要	担当課
6	ボランティアセンターにおける被災者支援	被災された方の自立支援として、ボランティア紹介や企業・団体などによる被災者支援情報の提供を行う。また、被災者支援に取り組んでいるボランティア団体や NPO などの団体の支援にも取り組み、効果的・効率的な被災者支援活動が行われるよう支援を行う。併せて、災害ボランティア活動を通して芽生えたボランティア活動への意識・意欲・理解を地域の福祉力、市民活動力を高める活動へと促進するため、各種相談や研修の支援、ボランティア活動の場の提供などに取り組む。	減災推進課 社会課 市社会福祉協議会
7	行動障害のある障害児者支援者養成研修	行動障害のある障害児者に対して、地域で関わっている支援者の支援力向上と支援ネットワークの構築に向けた取り組みを泉区に開設された第二自閉症児者相談センター（なないろ）と協働で行う。	北部・南部 発達相談支援 センター
8	認知症サポーター養成講座及びキャラバン・メイト養成研修	市とキャラバン・メイトとの協働により、学校・企業・地域団体を対象に、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を正しく理解し、地域全体で認知症の方やその家族を支え、ともに地域で暮らしていくための応援者を養成する。認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成するための研修を開催する。	介護予防推進室
9	介護予防運動サポーター養成研修	高齢者が住みなれた地域で介護予防に取り組めるよう、住民参加による介護予防に取り組む自主グループの企画・運営を行うボランティア（介護予防運動サポーター）の育成のための研修を実施する。	介護予防推進室
10	子育てふれあいプラザ（のびすく）における子育て支援ボランティア活動に対する支援	地域で活動している子育て関係団体に対する企画援助やグループづくりの支援、リーダー育成研修などを実施する。また、子育て支援センターや児童館などと連携し、地域での子育て支援活動へのサポートを行う。	子育て支援課
11	仙台すくすくサポート事業	育児の援助を受ける方（利用会員）と育児の援助を行う方（協力会員）が会員となって行う市民相互の育児援助活動（有償ボランティア活動）で、会員登録や仲介等を仙台すくすくサポート事業事務局が行う。	子育て支援課

施策の方向 1-3 地域保健福祉活動への参画の動機づけとなる情報の提供

市民が、必要な保健福祉に関する情報を入手しやすく、活用しやすくなるように、提供する情報の質・量の充実に努め、分かりやすい積極的な情報発信を進めます。また、住民一人ひとりの価値観の多様化等を踏まえ、自分のライフスタイルにあった保健福祉活動を選択できるような仕組みづくりに努めます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	地域活動に関する情報提供	仙台市のホームページなどにより、地域活動に対する各種助成制度及び地域活動の事例など、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みを進めていく上で役立つ情報を提供する。	地域政策課 各区まちづくり推進課
2	地域情報ファイル	小学校区単位での人口データや地域活動団体等の情報などの基礎資料を取りまとめた地域情報ファイルを作成し、仙台市ホームページで公表する。	地域政策課 各区まちづくり推進課 (宮城野区を除く) 宮城野区総務課
3	冊子・リーフレット・ホームページ等による情報提供	保健福祉に関する各種情報をさまざまな媒体でわかりやすく市民へ提供する。 <冊子等の一例> ○保健福祉に関する相談窓口や施策・事業についてまとめた総合的な冊子：「保健福祉ハンドブック」 ○高齢者に関する相談窓口や施策・事業についてまとめた冊子：「シルバーライフ」 ○障害者に関する相談窓口や施策・事業についてまとめた冊子：「せんだいふれあいガイド」、「精神保健福祉ハンドブック」 ○子育てに関する相談窓口や施策・事業についてまとめた冊子：「子育てサポートブック たのしねっと」、「ひとり親サポートブック うえるびい」	健康福祉局 子供未来局 各区
4	地域保健福祉計画に関するホームページ	地域保健福祉計画に関するホームページを作成し、計画の進捗状況や施策検討の状況等の情報を掲載し、地域保健福祉の推進に関して、幅広い市民への情報提供を行う。	社会課
5	社会福祉協議会による社協だより、ボランティアセンターだよりの発行	市社会福祉協議会及び各区・支部事務所から社協だより、ボランティアセンターだよりを発行し、各種団体や市民へ地域の住民が主体となった福祉活動やボランティア活動、イベントの情報提供などを行う。	社会課 市社会福祉協議会
6	ボランティアセンターにおけるボランティア活動相談、情報提供、コーディネート等 【施策の方向 1-2 No5 再掲】	市社会福祉協議会及び各区・支部事務所内に設置されているボランティアセンター等を通して、市民からの「ボランティア活動をしたい」「活動をしてもらいたい」というニーズや、各種のボランティアに関する相談及び調整を行うとともに、各種の情報提供を行うことで幅広い活動の選択肢の提案・提供や広報啓発活動を行う。	社会課 市社会福祉協議会



重点施策

施策の方向 1-4 仙台の強みを活かした新たな担い手の育成

学都仙台の資源を活かす取り組みとして、地域や大学などとの連携を図りながら、学生の地域活動やボランティア活動への参加を促し、地域と学生とが連携することのできる仕組みづくりに努めます。また、これまでの市民協働によるまちづくりにおいて培われてきた本市が誇る「市民力」や東日本大震災や市民意向調査において確認された東日本大震災後の共助意識の高まりを活かし、地域における支え合い・助け合いの体制づくりにつなげていくため、地域保健福祉活動を行う新たな担い手の発掘・育成に取り組みます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	地域防災リーダー養成・支援事業	自主防災組織が災害時に機能し、住民の安全が確保されるよう、実技・実習を充実させた本市独自の講習カリキュラムによる養成講習を実施するほか、講習修了者の防災活動を支援するため、活動発表会の開催によるネットワークづくりを行う。	減災推進課
2	地域力創造支援事業 【施策の方向 1-2 No.1、 施策の方向 1-4 No.2 再掲】	地域主体の地域づくりを進めるため、町内会をはじめとする地域団体が協働・連携し、新たな担い手の発掘・育成に関する取り組みや地域課題の発掘・解決に資する事業を実施する。	地域政策課
3	市民協働による まちづくりの推進	市民からの提案に基づく協働型事業の仕組みの推進や、まちづくりに関する議論の場づくりを進めるなど、複雑化・多様化する地域課題を市民の創意を活かして解決していく仕組みを構築することで、新たな担い手の発掘・育成の取り組みや多様な主体との協働によるまちづくりを推進する。	市民協働推進課
4	小地域福祉 ネットワーク活動 への支援	高齢者等の地域生活を支え、災害等の緊急時において、安否確認や在宅の要介護者への支援を行うなど、本市における住民主体の生活支援活動に大きな役割を果たしてきた小地域福祉ネットワーク活動について、福祉委員等の活動者に対する支援をすすめ、新たな担い手の育成や活動の活性化を図る。また、小地域福祉ネットワーク活動の活性化にあたっては、大学との連携を強化し、地域のコーディネーターの育成やネットワークづくりの推進による活動の充実を図る。	社会課 市社会福祉協議会
5	ボランティア・ 市民活動 ネットワーク会議	市ボランティアセンターが中心となって、大学のボランティアセンター、仙台市民活動サポートセンター、エル・ソーラ仙台、エル・パーク仙台、市民センター等で構成される会議を開催し、地域密着型の活動をする団体と専門的な活動を行う団体とが互いの情報を共有しながらネットワークを構築するとともに、新たな担い手の発掘・育成につなげる。	社会課 市社会福祉協議会

2 地域をつなぎ地域の魅力や活力を高めるリーダー・コーディネーターの育成

地域におけるさまざまな主体をつなぎ、連携や協働による支え合いの取り組みを促進するリーダーやコーディネーターの育成を図るとともに、地域間の活動やネットワーク機能の温度差を解消しながら市全体の「福祉力」の底上げに取り組みます。

重点施策

施策の方向 2-1 地域団体による福祉活動の充実・強化

地区社会福祉協議会、町内会をはじめとする地域団体、福祉施設、医療機関、NPO、学校、企業等の民間団体などが連携しながら、地域での課題発見機能や相談支援機能の向上を図ります。また、このような活動を通じて、支え合い・助け合いの地域づくりを進めるリーダーやコーディネーターをそれぞれの地域で育成します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	地域保健福祉を担う町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、老人クラブなどへの活動支援	さまざまな分野において地域保健福祉活動を行う団体等に対し、活動の活性化を図るための支援を行う。	市民局 健康福祉局 子供未来局 市社会福祉協議会
2	地域での見守り等の活動を通じた課題の把握	地区社会福祉協議会が実施する小地域福祉ネットワーク活動や民生委員による地域活動など、地域の見守りや生活支援活動を通じた課題の把握を促進する。	社会課 市社会福祉協議会
3	地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動	高齢者、障害者等の支援を必要とする方が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地区社会福祉協議会が実施主体となり、町内会、民生委員、ボランティア団体等の福祉活動団体と連携して、見守り等の安否確認活動や、サロン、買い物支援等の生活支援活動を行う。 また、本事業を通じて、地域のネットワークづくりの調整役を担う人材（地域福祉活動推進員）を育成する。	社会課 市社会福祉協議会
4	子育てふれあいプラザ（のびすく）における子育て支援ボランティア活動に対する支援【施策の方向 1-2 No.10 再掲】	地域で活動している子育て関係団体に対する企画援助やグループづくりの支援、リーダー育成研修などを実施する。また、子育て支援センターや児童館などと連携し、地域での子育て支援活動へのサポートを行う。	子育て支援課

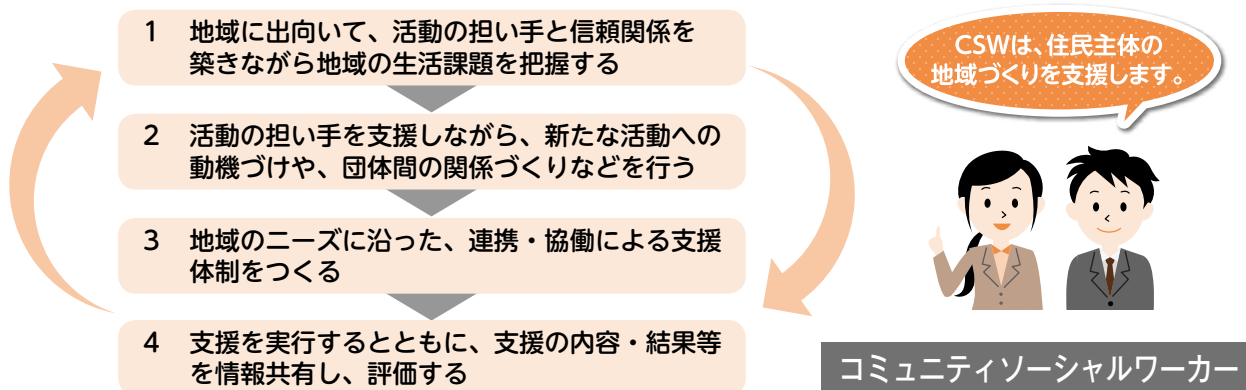


重点施策

施策の方向 2-2 コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援活動と人材育成の促進

復興公営住宅建設地域を重点地区として、地域住民主体による地域の見守りや支え合い体制づくりを支援してきたコミュニティソーシャルワーカーのスキルアップを図りながら、市内各地域において、住民一人ひとりが、地域福祉課題に主体的・組織的に取り組むことを支援する活動を推進します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	地域支援推進のためのコミュニティソーシャルワーカーの育成強化	地域の実態把握、住民組織同士のコーディネートや各関係機関との連絡調整などを通して、住民が地域の福祉課題に主体的・組織的に取り組む支援をしていくための専門職（コミュニティソーシャルワーカー）を市社会福祉協議会各区・支部事務所内に配置し、育成する。育成にあたっては、復興公営住宅建設地域を重点地区として展開してきた活動の成功事例をまとめたり研修会を開催するなどし、活動者間で情報を共有する。	社会課 市社会福祉協議会
2	コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援活動	コミュニティソーシャルワーカーが中心となって、復興公営住宅の入居者や周辺住民、地域の市民センター、地域包括支援センター、学校、地区社会福祉協議会、区役所等をつなぎ、顔の見える関係や支援機関同士の連携を促進し、課題解決のための仕組みづくりを進める。また、市内各地域に出向きながら、地域のさまざまなニーズ把握や地域住民との信頼関係の構築に取り組み、地域内のリーダーやコーディネーターを育成するなど、地域の主体的な活動を側面から支援する活動につなげる。	社会課 市社会福祉協議会
3	安心の福祉のまちづくり事業	地区社会福祉協議会による被災者支援活動や地域コミュニティの再生強化に繋がる活動に対して活動費を助成するとともに、市社会福祉協議会及び各区・支部事務所による活動支援を通して地域住民がともに支え合う地域づくりを進める。	市社会福祉協議会



施策の方向 2-3 相談支援機関によるコーディネート機能の強化・人材の育成

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域の中で、医療から日常生活に至るまでの支援が包括的に提供できる体制の構築が求められています。地域にある高齢者・障害者・子育て等に関する相談支援機関を中心として、地域全体のネットワークづくりを進めるとともに、地域資源の創出等に取り組む人材の育成を進めます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	生活困窮者自立支援事業	生活や仕事さがしで困っている方のさまざまな悩みに対して、ワンストップで対応する相談窓口として、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」を設置する。相談者の抱えている課題を一つひとつ丁寧に整理しながら、「支援プラン」を作成し、関係機関と連携しながら、生活の改善に向けた寄り添い型の支援を行う。また、民生委員や地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、医療機関などにより対象者を早期に発見し、相談窓口につなげることができるよう、地域のネットワークづくりを進める。	保護自立支援課
2	障害の多様化に応じた相談支援体制の整備	各専門相談支援機関（精神保健福祉総合センター（はあとぽーと）、障害者総合支援センター（ウェルポート）、北部・南部発達相談支援センター（北部・南部アーチル））において、障害のある方の様々な障害特性や複雑な事例等に応じた相談・支援を行うとともに、障害児通園施設や児童発達支援センター、保健福祉センター、障害者相談支援事業所などと連携しながら、どこで相談を受けても必要な支援をコーディネートできるようなネットワークづくりを進める。	障害者支援課
3	地域包括ケアシステム構築に向けた機能強化のための専任職員の配置	地域包括支援センターに、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を対象とした生活支援サービスの担い手となるボランティア団体や NPO 等とのネットワークづくりに取り組む。また、地域ケア会議等を通じた地域住民や関係機関とのネットワークづくり、地域資源の創出等に取り組むとともに、認知症地域支援推進員として医療機関や認知症初期集中チームとの連携を推進し、認知症の方とその家族への地域支援体制づくりに取り組む。	高齢企画課
4	認知症サポーター養成講座及びキャラバン・メイト養成研修【施策の方向 1-2 No8 再掲】	市とキャラバン・メイトとの協働により、学校・企業・地域団体を対象に、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を正しく理解し、地域全体で認知症の方やその家族を支え、ともに地域で暮らしていくための応援者を養成する。認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成するための研修を開催する。	介護予防推進室
5	妊娠・出産包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行う区役所・総合支所の母子保健担当部署を「子育て世代包括支援センター」と位置付け、保健師等が妊産婦に対して総合的相談を行うとともに、必要なサービスをコーディネートし、切れ目ない支援を実施する。	子育て支援課



3 身近な地域でともに支え合うネットワークづくりの推進

日頃からさまざまな住民が出会い、顔の見える関係を構築していく環境づくりを進めながら、地域課題を発見・共有し、その課題解決に向け、主体的に話し合う場づくりに取り組みます。

施策の方向 3-1 地域住民主体の話し合う場づくり

身近な地域で発見した課題を共有し、情報交換を行いながら、ともに解決に向けた話し合いをする地域住民主体のネットワークの構築を目指します。地域における公の施設などを活用して、地域住民の身近な相談窓口としての機能や新たな担い手や地域の核となるリーダーを創出する場としての機能も併せ持った活動拠点づくりを進めます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	市民センターの地域利用団体優先申込制度	抽選申込期間前に地域団体が優先して施設利用予約を行える制度を実施する。	地域政策課
2	地域力創造支援事業 【施策の方向 1-2 No.1、 施策の方向 1-4 No.2 再掲】	地域主体の地域づくりを進めるため、町内会をはじめとする地域団体が協働・連携し、新たな担い手の発掘・育成に関する取り組みや地域課題の発掘・解決に資する事業を実施する。	地域政策課
3	市民協働によるまちづくりの推進 【施策の方向 1-4 No.3 再掲】	市民からの提案に基づく協働型事業の仕組みづくりや、まちづくりに関する議論の場づくりを進めるなど、複雑化・多様化する地域課題を市民の創意を活かして解決していく仕組みを構築することで、多様な主体との協働によるまちづくりを推進する。	市民協働推進課
4	コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援活動 【施策の方向 2-2 No.2 再掲】	コミュニティソーシャルワーカーが中心となって、復興公営住宅の入居者や周辺住民、地域の市民センター、地域包括支援センター、学校、地区社会福祉協議会、区役所等をつなぎ、顔の見える関係や支援機関同士の連携を促進し、課題解決のための仕組みづくりを進める。また、市内各地域に出向きながら、地域のさまざまなニーズ把握や地域住民との信頼関係の構築に取り組み、地域内のリーダーやコーディネーターを育成するなど、地域の主体的な活動を側面から支援する活動につなげる。	社会課 市社会福祉協議会
5	地域福祉活動推進のための活動拠点づくり事業	各地域の福祉ニーズに対応した活動等を進めていくため、町内会集会所、コミュニティ・センター等の地域の施設の一角を活用して、地区社会福祉協議会、町内会等の地域団体が主体的に地域福祉活動を進めていけるように活動拠点を確保する。	社会課 市社会福祉協議会



No	事業名	事業概要	担当課
6	マイスクールプラン21 推進事業	学校に地域社会の学習資源を取り入れ、児童に地域社会を理解する機会を提供するため、学校の余裕教室等を学習活動ルーム「マイスクール」として地域に開放し、地域の社会教育団体やボランティア団体・サークル等が自立して社会活動できる拠点を身近な場所に確保する。	生涯学習課
7	市民センターによる 地域づくり支援事業	市民自らが地域課題に向き合い、住み良いまちづくりにとともに取り組むことができるよう、市民センターにおいて地域の多様な活動を担う人材の育成や地域の諸団体と関係機関とのコーディネート、地域情報の収集・提供などを行う。	生涯学習 支援センター
8	市民センターによる 交流事業	市民センターにおいて、子育て世代・高齢者の交流を主な目的としたサロンなどを開催する。	生涯学習 支援センター



施策の方向 3-2 地域資源の有効活用

住民主体による話し合いの場で発見された課題をより身近な地域で解決していくためには、それぞれの地域にある資源や団体の活動状況等についての情報を十分に把握することが重要です。地域住民や関係団体の連携・協働により、住民一人ひとりが地域資源を把握し、活用できる取り組みを支援します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	地域情報ファイル 【施策の方向 1-3 No.2 再掲】	小学校区単位での人口データや地域活動団体等の情報などの基礎資料を取りまとめた地域情報ファイルを作成し、仙台市ホームページで公表する。	地域政策課 各区まちづくり 推進課 (宮城野区を除く) 宮城野区総務課
2	地域資源マップの 作成	地区社会福祉協議会が主体となって行う小地域福祉ネットワーク活動において、それぞれの地域における重点課題について話し合い、必要に応じて、福祉/防災マップを作成し、地域で共有する仕組みづくりを進める。 また、今後も増加が見込まれる高齢者や認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けていくため、介護・医療・福祉サービスやインフォーマルサービスを含めた社会資源が、必要な方に適切に提供される仕組みづくりを進める認知症ケアパスを作成するとともに、地域包括支援センターにおいて、それぞれの地域の実情に応じた体制づくりが展開されるよう支援する。	社会課 市社会福祉協議会 介護予防推進室
3	地域包括ケアシステム 構築に向けた機能強化 のための専任職員の 配置 【施策の方向 2-3 No.3 再掲】	地域包括支援センターに、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を対象とした生活支援サービスの担い手となるボランティア団体や NPO 等とのネットワークづくりに取り組む。また、地域ケア会議等を通じた地域住民や関係機関とのネットワークづくり、地域資源の創出等に取り組むとともに、認知症地域支援推進員として医療機関や認知症初期集中チームとの連携を推進し、認知症の方とその家族への地域支援体制づくりに取り組む。	高齢企画課
4	保育所地域子育て 支援事業	保育所を活用して「保育所地域子育て支援センター」「子育て支援室」を設置し、子育て家庭の交流の場の提供、子育て等に関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。	運営支援課
5	幼稚園地域子育て 支援事業	地域の子育て支援機能の充実を目的とし、子育てに関する相談や講演会等の実施など、子育て支援事業を行う私立幼稚園等に対して経費の一部を補助する。	運営支援課
6	保育所地域活動事業	保育所を地域に開かれた社会資源として、地域の特性に応じて園庭開放、行事への招待、育児講座、育児相談、絵本の貸出などを行う。	運営支援課

重点施策

施策の方向 3-3 災害に強い地域づくり

高齢者・障害児（者）・妊産婦や乳幼児・児童・外国人など、災害時等の緊急の状況で手助けが必要な要援護者は、とても身近な地域で暮らしています。いざという時に備えて、日頃からの見守り活動等を通じた地域住民相互による支え合い・助け合い体制を構築しておくことが重要です。災害時要援護者支援に関する制度の周知と市民理解を深めるとともに、災害時における円滑な避難所運営の確保や地域における防災・減災の取り組みを支援します。また、地域防災リーダーの養成・支援など、地域連携による防災力の向上の取り組みを推進します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	新たな避難所運営マニュアルの作成	東日本大震災における避難所運営の反省を踏まえ、平成25年4月に作成した「仙台市避難所運営マニュアル」を参考に、地域団体、施設管理者、市の担当職員の三者協働による「地域版避難所運営マニュアル」の作成の推進を図る。 また、地域版マニュアルの作成後は、避難所運営訓練での検証等を通じて更新を行っていく。	防災計画課 市民生活課
2	防災意識の普及啓発強化事業	幅広い年齢層を対象として、家具の転倒防止や非常食等の備蓄など、「自助」の意識の浸透を図るための普及啓発、震災で得られたさまざまな課題（女性等への配慮、災害時要援護者支援など）の解決をテーマとしたシンポジウムの開催、地域における避難所運営のあり方などを含む防災意識の啓発を行う。	減災推進課
3	地域防災リーダー養成・支援事業 【施策の方向 1-4 No.1 再掲】	自主防災組織が災害時に機能し、住民の安全が確保されるよう、実技・実習を充実させた本市独自の講習カリキュラムによる養成講習を実施するほか、講習修了者の防災活動を支援するため、活動発表会の開催によるネットワークづくりを行う。	減災推進課
4	地域における自主防災活動への支援	地域特性や自主防災組織の活動実績等に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、災害図上訓練の普及や、新たな手法による訓練の実施を働きかけるなど、地域の自主防災活動を支援する。	減災推進課
5	災害時要援護者避難支援の推進	災害時要援護者の避難支援に関する基本的な考え方や進め方を明らかにする避難支援プラン（全体計画）に基づき、地域における支援体制の構築を推進する。 支援体制の構築にあたっては、「災害時要援護者情報登録制度」について、より分かりやすい地域向け説明資料等を活用し、地域の防災体制づくりにあたる地域団体や地域住民一人ひとりへの制度理解を進めながら、地域の実情に応じた避難支援体制の仕組みづくりを推進する。	防災計画課 健康福祉局総務課 社会課 各区障害高齢課



No	事業名	事業概要	担当課
6	福祉避難所の機能強化	災害時に障害者や要介護者等、個々の状況に応じた対応を行うため、福祉避難所として協定を締結する施設を増やすほか、防災行政用無線をはじめとする資機材や備蓄物資の充実を図る。	減災推進課 健康福祉局総務課
7	障害者災害対策推進事業（災害時ボランティア養成事業）の実施	手話奉仕員やガイドヘルパー等専門ボランティアの日常の活動を、災害時においても活かせる体制づくりを行う。	障害企画課
8	六郷東部地区現地再建まちづくり	津波被災地域である六郷東部地区の地域コミュニティ力を高め、より住みやすく交流が盛んで賑わいのある地域とするため、東六郷小学校跡地、東六郷コミュニティ・センターを核とした世代間の交流や都市近郊農業地域であることなどの特性を活かした交流を促進する。また、運動教室等を通じた高齢者への健康支援を行うほか、避難経路や現地再建に資するハード面を含め健康で安心して暮らし続けられるよう支援を行う。	若林区まちづくり推進課

4 地域と社会資源との多角的・重層的な交流連携の推進

地域にある課題や公的な福祉サービスに関する情報を住民・関係機関・行政とで共有できる仕組みづくりを進め、分野別の専門相談支援機関の相互連携を強化するとともに、地域住民が行政や関係機関に円滑につながる事ができるネットワークづくりに取り組みます。

施策の方向 4-1 地域における相談支援機能の充実

市民意向調査においても、6割を超える方が、身近な地域で安心して生活をしていくために必要な市の施策として、「身近な場所で、相談できる窓口を増やす」を挙げ、最も多くを占めています。多様化・複雑化する保健福祉ニーズや、複合的な課題を抱えた世帯に対応するため、各専門機関等における総合的な相談支援機能の充実が必要です。

身近な地域の相談役である民生委員や各福祉施設等における相談支援機能のさらなる充実を図るとともに、こうした相談支援機関等が地域にひらかれ、誰もが気軽に相談しやすい環境づくりに取り組みます。

No	事業名	事業概要	担当課
1	女性に対する暴力の防止と被害者支援に向けた取り組みの強化	ドメスティック・バイオレンス被害者への相談から自立までの切れ目のない支援を図るため、配偶者暴力相談支援センター事業をはじめとする関係機関のネットワークを強化する。また、女性に対する暴力の防止のため、特に若年層への一層の啓発などに努める。	男女共同参画課
2	地域における各種相談員の活動に対する支援	地域において活動する民生委員や障害者相談員に対して、それぞれの活動がより円滑に効果的に行われるよう、地域保健福祉に関する情報提供などの支援を行う。	健康福祉局 子供未来局
3	障害者相談支援事業所による相談事業	市内各所の相談支援事業所のコーディネート機能を強化し、地域の事業者・支援者との連携を推進しながら、障害のある方等からの相談に応じて、必要な情報提供、助言や障害福祉サービスの利用支援等を行う。	障害者支援課
4	ひきこもり者地域支援事業	ひきこもり者の状態に応じた適切な支援を図るため、ひきこもり地域支援センターをはじめとした相談体制を強化するとともに、関係機関・支援団体との連携や情報提供などの取り組みを推進する。	障害者支援課
5	自殺対策事業	震災や生活環境の変化等によるストレス障害や、若年者など本市における自死の現状を分析し、関係機関と連携しながら、相談窓口や心の健康づくりに関する情報の普及啓発に取り組み、地域における相談支援体制を強化しながら効果的な自殺対策事業を推進する。	障害者支援課



No	事業名	事業概要	担当課
6	地域包括支援センターによる相談事業	地域包括支援センターにおいて、健康づくりや医療、介護、認知症に関することなど、生活全般に関する各種相談支援を行う。	高齢企画課
7	子育てふれあいプラザ（のびすく）運営事業	親子が気軽に立ち寄り交流できる場や子育て支援に関する様々な情報を提供し、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子育ての楽しさを実感する機会を提供する。また、本市の子ども家庭支援ネットワークの中核施設として、地域の子育て支援施設、機関及び関係者との連携や事業支援を図る。	子育て支援課

重点施策

施策の方向 4-2 地域を構成するさまざまな主体間の重層的ネットワークの構築

社会全体の人口減少や高齢化等に伴う著しい社会情勢の変化のもと、地方創生の実現に向けた取り組みが重要視されています。高齢者への支援のみならず、障害者や子育て支援なども含めて、相談支援事業者、医療機関や企業、行政などの地域を構成するさまざまな主体間・分野間の連携を強化しながら、地域住民によって発見された課題が、専門相談支援機関につながり、地域全体で解決を図っていくための重層的なネットワークの構築を促進します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	高齢者等の消費者被害防止見守り事業	高齢者の消費者被害は年々増加しており、特に判断力が不十分な高齢者や障害者の被害防止の取り組みが急務となっている。高齢者や障害者と接する機会の多い関係機関や事業者、警察、司法専門家、消費生活センター等で構成される「消費者の安全を守る連絡協議会」を通じて情報提供や啓発を行うなど、関係機関の連携をより一層強化し、見守りネットワークを構築することにより、地域における被害の早期発見や拡大防止を図っていく。	消費生活センター
2	ボランティアセンターによる地域福祉推進のための企業との連携事業	社会貢献の意欲のある企業と地域の福祉団体をマッチングする仕組みづくりを行う。また、企業への地域貢献活動の啓発に取り組む。	社会課 市社会福祉協議会
3	生活困窮者自立支援事業 【施策の方向 2-3 No.1 再掲】	生活や仕事さがしで困っている方のさまざまな悩みに対して、ワンストップで対応する相談窓口として、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」を設置する。相談者の抱えている課題をひとつひとつ丁寧に整理しながら、「支援プラン」を作成し、関係機関と連携しながら、生活の改善に向けた寄り添い型の支援を行う。また、民生委員や地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、医療機関などにより対象者を早期に発見し、相談窓口につなげることができるよう、地域のネットワークづくりを進める。	保護自立支援課
4	障害者の支援体制推進事業	全市及び各区の障害者自立支援協議会の取り組みを通じて、関係機関等が相互に連携を図ることにより、障害者等への支援体制に関する地域課題を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図る。	障害者支援課
5	ひきこもり者地域支援事業 【施策の方向 4-1 No.4 再掲】	ひきこもり者の状態に応じた適切な支援を図るため、ひきこもり地域支援センターをはじめとした相談体制を強化するとともに、関係機関・支援団体との連携や情報提供などの取り組みを推進する。	障害者支援課



No	事業名	事業概要	担当課
6	地域包括ケアシステム構築に向けた機能強化のための専任職員の配置 【施策の方向 2-3No.3、施策の方向 3-2No.3 再掲】	地域包括支援センターに、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を対象とした生活支援サービスの担い手となるボランティア団体や NPO 等とのネットワークづくりに取り組む。また、地域ケア会議等を通じた地域住民や関係機関とのネットワークづくり、地域資源の創出等に取り組むとともに、認知症地域支援推進員として医療機関や認知症初期集中チームとの連携を推進し、認知症の方とその家族への地域支援体制づくりに取り組む。	高齢企画課
7	高齢者サービス総合調整事業（区地域ケア会議）の実施	地域の関係者が連携し、各区における地域包括ケアを総合的に推進することを目的として、区地域ケア会議を開催し、各地域包括支援センターの圏域を越えて区単位で取り組むべき課題の議論等を行う。	高齢企画課
8	地域包括支援センターによる包括圏域会議の開催	地域包括支援センターが担当する圏域において、地区の保健福祉医療関係者等で構成する会議を設置し、支援の必要な高齢者に関する情報交換や支援方法に関する検討会等を行う。	高齢企画課
9	地域包括支援センターによる包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため設置している地域包括支援センターにおいて、高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続することができるように、関係機関との連携体制構築やケアマネジャーへの支援を行う。	高齢企画課
10	民間企業との連携による高齢者等の見守り活動	民間企業が行う日常の配達業務の際に高齢者等の異変に気づき、必要と判断した場合には、区障害高齢課又は総合支所保健福祉課へ連絡し、必要な支援につなげる。	高齢企画課
11	市民健康づくり推進事業	市民が生涯にわたって健康で生き生きと暮らすことにより健康寿命を延伸し、高齢化が加速する中でも市民の生活の質の維持・向上を図ることを目的に、「第 2 期いきいき市民健康プラン」に基づき、市民や関係機関・団体、事業所等と連携し、健康づくりを推進する。また、生活再建が進んでいるとはいえ、被災者の心身の健康問題は時間の経過とともに現れてくることもあり、長期化することから、移転先等におけるコミュニティ形成支援や心のケアを含む健康支援を継続的に実施する。	精神保健福祉総合センター 介護予防推進室 健康政策課
12	働く市民の健康づくりネットワーク会議の開催	働く市民の健康づくりを推進するため、職域保健・地域保健の関係機関等が連携し、健康づくり活動の充実・強化を図る。また、関係機関同士の相互協力のあり方についての検討や事業の実施、情報交換等を行う。	健康政策課



No	事業名	事業概要	担当課
13	妊娠・出産包括支援事業 【施策の方向 2-3 No5 再掲】	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行う区役所・総合支所の母子保健担当部署を「子育て世代包括支援センター」と位置付け、保健師等が妊産婦に対して総合的相談を行うとともに、必要なサービスをコーディネートし、切れ目ない支援を実施する。	子育て支援課
14	子育て支援ネットワーク事業の実施	子育て支援に関わる関係機関、関係者で構成する場を設け、子育てに関する研修会や交流会などの事業を実施する。	子育て支援課
15	児童虐待予防に向けた関係機関との連携推進	要保護児童対策地域協議会の活動を通じて、関係機関や医療機関との連携を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を強化する。	子育て支援課
16	学校支援地域本部事業	市民が学校を支援する活動を通して、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育成する体制を構築することにより、子どもたちの豊かな体験活動の創出や地域・家庭の教育力の向上を目指す「学校支援地域本部」の設置を推進する。	学びの連携推進室



施策の方向 4-3 生活困窮者等の自立支援の推進

近年の雇用情勢の変化の中、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う体制の構築が求められています。仕事、住居のほか、心身状態の悪化、借金、家庭・人間関係、社会的偏見や差別といった、問題を複合的に抱える生活困窮者に対して、個々の状況に応じた就労支援や生活支援などを包括的に提供し、課題が複雑化する前の早期自立を促進します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	自立相談支援事業	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種を配置する自立相談支援機関を設置し、就労、生活その他の自立に関する相談支援、個々の状況に応じたプランを作成するとともに、関係機関と連携し、相談者が抱える複合的な課題の解決に向けて支援を行う。	保護自立支援課
2	住居確保給付金	離職により住居を失うおそれのある求職者等に対し、就職に向けた活動を行うことを条件に、家賃を充当する給付金を3か月間（最長2回更新可）支給する。	保護自立支援課
3	就労準備支援事業	就労に向けた準備プログラム（生活習慣の形成、コミュニケーション能力及びビジネスマナー等の社会的能力の習得、職業体験等）を最長1年の有期で実施する。	保護自立支援課
4	一時生活支援事業	住居のない求職者等に対して宿泊場所や衣食等の提供を行い、健康状態の悪化を防止するとともに就労支援を行う。	保護自立支援課
5	学習支援事業 (学習・生活サポート)	生活困窮世帯の子どもに対し、基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施することなどにより、貧困の連鎖を防止する。	保護自立支援課 子育て支援課
6	生活困窮者自立支援 連絡会議の設置	本市における生活困窮者自立支援事業の実施に関し、関係局区の情報共有及び連絡調整を図り、対象者の早期把握や、課題の整理及び対策の検討など、包括的な自立支援に資するため、組織横断的なメンバーで構成される生活困窮者自立支援連絡会議を設置する。	保護自立支援課
7	生活困窮者就労訓練 事業の推進	生活困窮者の就労訓練事業所となる企業等の開拓や企業における作業工程の分析、さらに、実際の就労訓練受講者とのマッチングを行うなど、生活困窮者の早期の自立を支援する事業を推進する。	保護自立支援課

5 確かな地域保健福祉基盤のもと誰もが自立・共生できる環境づくりの促進

多様化・複雑化する地域課題に対応し、住民一人ひとりに適切なサービスを持続的・安定的に提供できる取り組みを進め、誰もが安心して日常生活を送ることができる環境づくりを進めます。

施策の方向 5-1 身近な地域における交流活動事業や団体・グループ活動への支援

地域の身近な交流は、地域保健福祉を向上させていくための基盤となるものです。地域住民が主体となったまちづくり活動を行う団体や地域保健福祉活動を担う団体等に対し、活動のためのノウハウの提供、各種助成事業、地域住民への広報などを実施し、活動の活性化を図るための支援を継続的に行います。

No	事業名	事業概要	担当課
1	区民協働まちづくり事業	個々の地域特性を踏まえ、市民と行政との協働により地域課題の解決や地域の活性化・魅力創出に取り組む。また、引き続き、震災からの復旧・復興に向けたまちづくりに資する事業も充実・強化し、積極的に推進する。	地域政策課 各区まちづくり推進課
2	地域保健福祉を担う町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、老人クラブなどへの活動支援 【施策の方向 2-1 No.1 再掲】	さまざまな分野において地域保健福祉活動を行う団体等に対し、活動の活性化を図るための支援を行う。	市民局 健康福祉局 子供未来局 市社会福祉協議会
3	外国人が暮らしやすい社会の形成推進事業	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合いながら、平常時・災害時に関わらず地域社会の構成員として共に生きていくことができるよう、多言語での情報発信などによる外国人へのコミュニケーション支援の強化や、地域社会における意識啓発、関係機関との連携強化を図る。	交流企画課
4	地域支え合いボランティア団体助成事業	高齢者に対する日常生活支援を通じて、地域で在宅高齢者を見守り、支える活動を行うボランティア団体を育成支援する。	高齢企画課
5	給食サービスボランティア助成	65歳以上のひとり暮らし等の方で、食事の用意が困難な方に、栄養バランスの取れた食事を届ける、給食サービスを行うボランティア団体等に対して、助成を行う。	高齢企画課



No	事業名	事業概要	担当課
6	ふれあいデイホーム事業	一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者を対象として、介護予防活動や食事等の提供を行うボランティア団体等へ助成を行う。	高齢企画課
7	介護予防自主グループ支援事業	地域の住民参加により自主的に介護予防に取り組む自主グループに対して、グループの企画・運営を行うボランティア（介護予防運動サポーター）の質の維持・向上を図るスキルアップ研修等を行い、活動を支援する。	介護予防推進室
8	自死遺族等に対する支援事業	自死遺族等を支援する活動を行っている団体に対し助成を行う。	健康政策課
9	育児サークル等子育て支援団体への活動支援	地域における子育て支援活動の活性化を図るため、交流会の開催やホームページへの掲載による情報提供等の支援を行う。	子育て支援課
10	集団資源回収推進事業	町内会や子供会等、ごみ減量・資源の有効活用を目的とした集団資源回収を行う実施団体に対し、その活動を支援する。	ごみ減量推進課
11	まちづくり支援専門家派遣事業	地域の活性化を図る活動やまちづくり計画案を作成する活動など、地域の住民が主体となって活動を行う団体に対し、まちづくり支援の専門家を派遣することにより、専門的な助言やまちづくりに関する情報提供等を行う。	都市計画課
12	コミュニティガーデンづくり事業	地域の団体（市民・NPO・事業者）等と行政とが協働して、公共的な場所や未利用地を有効活用した花壇づくり等を実施することにより、快適な生活を支える身近なみどりを増やすとともに、地域コミュニティの活性化を図る。	百年の杜推進課

施策の方向 5-2 バリアフリーのまちづくり

子どもから高齢者まで、年齢や性別、国籍の違いや障害の有無に関わらず、誰もが安心して地域の一員として生活していくためには、バリアフリーの考え方が大切です。誰にとっても使いやすい施設や交通環境の整備のようなハード面でのバリアフリーとともに、障害のある方などへの理解を深め、自然に支え合える「心のバリアフリー」の普及を推進します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく建築物等のバリアフリー化の促進	市民が利用する公益的施設を対象に、高齢者や障害者などが利用しやすい施設とするための整備基準等を設け、バリアフリー化の促進を図る。	社会課 建築指導課 道路計画課 建設局公園課 各区公園課・ 道路課・街並み形成課
2	「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」との連携・協力による市民や事業者への啓発活動	施設を整備する事業者と施設を利用する市民が連携・協力し、バリアフリー整備を進めることを目的として設立された民間有志による団体「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」と連携し、バリアフリーに関するさまざまな普及・啓発活動を行う。	社会課
3	ボランティアセンターによる福祉学習の推進	バリアフリー等の各種体験や当事者の講話・交流を通して、バリアフリーやユニバーサルデザインを正しく理解し、周りの人への思いやりや優しさを育む。また、教材として福祉紙芝居等の配布や提供を行う。	社会課 市社会福祉協議会
4	障害者差別解消の推進	障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい共生社会の実現を図るため、差別解消を推進するための条例を制定・施行するとともに、障害理解の促進を始めとする差別解消のための各種事務事業等を実施する。	障害企画課
5	障害者週間に合わせた「心のバリアフリー」理念の普及促進	12月3日から9日までの障害者週間にあわせて、障害や障害のある方に対する理解を深めるとともに、障害のある方の社会参加への意欲を高めることを目的に、福祉まつりウエルフェア（障害者週間記念式典）やウエルフェアスポーツ、ウエルフェアアート展等を開催する。	障害企画課
6	バリアフリー新法に基づく交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進	仙台市バリアフリー推進協議会を継続的に開催し、これまで地区別構想を策定した地区等を中心に、特定事業の調整及び管理を行うことなどによりバリアフリー推進を図る。	交通政策課
7	「交通バリアフリー教室」の実施	小学生を対象に、高齢の方や身体の不自由な方の疑似体験及び介助方法を体験する「交通バリアフリー教室」を地下鉄駅構内やバス車両等を使用して実施し、手助けを必要としている方への声かけや行動することの大切さについて理解を深め、「心のバリアフリー」の促進を図る。	交通局経営企画課・ 業務課・営業課



施策の方向 5-3 権利擁護の推進

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加、また、障害者などの「施設から地域生活への移行」のさらなる進展により、福祉サービス利用者の権利擁護の取り組みの必要性がますます高まっています。また、そうした権利擁護の考え方の基礎となる人権意識や男女平等意識の醸成も地域づくりの大切な要素となります。誰もが住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、広く人権教育なども含め、権利擁護の取り組みの体制整備や機能強化、成年後見制度の利用促進、市民後見人の養成などを推進します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	男女共同参画に関する学習・啓発事業の実施及び各種情報の収集・提供	男女共同参画推進センター等において、男女共同参画に関連する様々な講座等を実施するほか、男女共同参画社会の実現のために役立つ情報を収集し提供する。	男女共同参画課
2	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するにあたり、親族等がいなかったため家庭裁判所への申立てが行えない等の理由により特に必要がある場合に、市長が申立てを行い、後見人報酬等の助成を行う。	社会課 市社会福祉協議会 障害企画課 高齢企画課 各区障害高齢課
3	権利擁護センター（まもりーぶ仙台）による日常生活自立支援事業	市社会福祉協議会及び各区事務所内に設置されている「権利擁護センター（まもりーぶ仙台）」において、認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどを行う。	社会課 市社会福祉協議会
4	成年後見総合センターによる成年後見制度の利用支援	市社会福祉協議会内に設置されている「成年後見総合センター」において、判断能力が十分でない方の成年後見制度利用について相談を受け、地域包括支援センター等の関係機関と連携して制度の利用支援を行う。	社会課 市社会福祉協議会
5	市民後見人養成・支援事業	市社会福祉協議会内に設置されている「成年後見総合センター」において、複雑な問題を抱える方への支援を行う専門職後見人とは異なり、普段の見守り等に主たるニーズを持つ方への支援を行う市民後見人の養成・支援を行う。	社会課 市社会福祉協議会
6	市民後見人監督業務の実施	市社会福祉協議会が養成した「市民後見人」が的確な後見活動ができるよう、市社会福祉協議会が市民後見人の監督業務を行い、その活動を支援する。	社会課 市社会福祉協議会
7	成年後見サポート推進協議会の運営	成年後見制度に関わる弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士、社会保険労務士の各団体が定期的に協議会を開催し、市長申立て制度の円滑な活用、制度の普及啓発活動、情報の共有、課題の検討、各団体間の連携強化を図る。	社会課 市社会福祉協議会 障害企画課 高齢企画課 各区障害高齢課



No	事業名	事業概要	担当課
8	子どもの権利に関する意識啓発	次代を担う子どもたちが安心して健やかに暮らし、一人の人間として尊重されるよう、保護者向けのリーフレットを作成するなど市民意識の普及啓発を進めるほか、子どもに関わる現場の職員が、人権に十分配慮し、職務に携わるよう、研修の充実を図る。	子供未来局総務課 運営支援課
9	人権教育の推進	自分を大切にし、他人を尊重する態度を育成する教育活動を推進し、子どもたちの人権意識や男女平等観の定着を図る。	教育指導課
10	人権教育研修会	仙台市立学校・園の教職員が、人間尊重の精神や基本的人権に関する考え方を深め、人権教育の実践者としての資質向上を図ることをねらいとした研修会を開催する。	教育センター



施策の方向 5-4 保健福祉サービスの充実

地域保健福祉ニーズの多様化・複雑化に対応できるよう、既存の公的福祉サービスの評価等による見直しや拡充、関係者等の知識・技術の向上を図るとともに、地域を取り巻くさまざまな視点に立ったサービス創出のための取り組みを推進します。また、市民が利用・選択しやすい情報提供に努め、市民ニーズを適時把握しながら、適正な質・量のサービスを持続的・安定的に提供するための取り組みを推進します。

No	事業名	事業概要	担当課
1	冊子・リーフレット・ホームページ等による情報提供 【施策の方向 1-3 No.3 再掲】	保健福祉に関する各種情報をさまざまな媒体でわかりやすく市民へ提供する。 ＜冊子等の一例＞ ○保健福祉に関する相談窓口や施策・事業についてまとめた総合的な冊子：「保健福祉ハンドブック」 ○高齢者に関する相談窓口や施策・事業についてまとめた冊子：「シルバーライフ」 ○障害者に関する相談窓口や施策・事業についてまとめた冊子：「せんだいふれあいガイド」、「精神保健福祉ハンドブック」 ○子育てに関する相談窓口や施策・事業についてまとめた冊子：「子育てサポートブック たのしねっと」、「ひとり親サポートブック うえるびい」	健康福祉局 子供未来局 各区
2	保健福祉サービス従事者向け研修	各種保健福祉サービスに専門的に携わる関係者を対象に資質向上を目的とした各種研修を実施する。	健康福祉局 子供未来局 各区
3	社会福祉法人及び施設などに対する指導監査	社会福祉法人・社会福祉施設に対し、運営管理、財務状況、入所者処遇等に関する監査を実施し、社会福祉法人等の健全な運営による適切な福祉サービスの提供に資する。	健康福祉局総務課 子供未来局総務課
4	苦情解決体制の整備状況調査を通じた指導・助言	毎年、福祉事業者に対し、苦情解決体制の制度周知及び苦情解決の状況について調査を実施し、調査結果を各事業者に対し公開することで、福祉サービスの向上を図る。	社会課
5	福祉サービス第三者評価の促進	宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員に本市職員が参画し、市内の事業者が同評価制度を活用してサービスの向上を図れるよう、環境整備を行う。	社会課
6	障害者福祉センター整備事業	障害者が暮らしやすい地域社会づくりと、地域リハビリテーション推進の拠点として、「障害者福祉センター」を、各区に1箇所ずつ整備する。	障害者支援課
7	難病患者への支援体制の充実	難病患者やその家族が地域で安心して生活できるよう、支援体制の充実を図る。	障害者支援課
8	要医療的ケア障害者等支援事業	痰の吸引や経管栄養、導尿等の医療的ケアが必要な障害者等が、サービスを円滑に利用しながら地域で安心して生活を送れるよう支援を行う。	障害者支援課



No	事業名	事業概要	担当課
9	障害者就労支援体制の充実	障害者が生きがいや働きがいのある生活を送ることができるよう、多様な就労の場の創出、就労支援に向けた普及啓発、就労支援ネットワークの推進など、障害者就労支援体制の充実を図る。	障害者支援課
10	障害者グループホーム整備促進	障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう住まいの場を確保するため、グループホーム新規開設経費に対する補助制度により、1年毎に100人ずつの定員の増加を図る。	障害者支援課
11	精神障害者の地域生活支援事業	精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適切な対応の周知啓発に取り組み、受入条件が整えば精神科病院からの退院が可能な人への退院支援や、うつ病により休職中の人への復職準備支援を行うなど、精神障害者が地域で安心して生活するためのさまざまな支援を充実させる。	障害者支援課
12	地域生活支援拠点事業	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築する。	障害者支援課
13	地域リハビリテーション支援事業	高次脳機能障害等、未だ支援の手法が確立していない障害を対象として、本人の望む場所でその人らしく生活できる地域づくりを推進するため、新たな支援手法の開発、支援者の育成などに取り組む。	障害者総合支援センター
14	窓口職員ゲートキーパー養成講座	自死の危険を示すサインに気付き、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげる等、適切な対応をとることのできるゲートキーパーを養成する講座を開催する。	精神保健福祉総合センター
15	介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者に対し日常生活支援等のサービスを提供する介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、地域の多様な主体が参画するための仕組みづくりを進める。	高齢企画課
16	認知症介護実践者等養成事業	認知症の人への介護にあたって、本人主体の介護により進行の防止、症状悪化の予防につながる良質な介護を担うことができる人材の育成を図る。	介護予防推進室
17	介護人材の確保	将来にわたって介護人材が質・量ともに確保され、介護サービスが安定的に提供されるよう、関係機関・団体などと連携しながら介護人材確保のための取り組みを積極的に推進する。	介護保険課
18	電子メールによる子育て情報発信	乳幼児健診検査、各種教室、子育てふれあいプラザ（のびすく）情報など、子育て支援にかかる様々な情報について、メールアドレスを登録した方に対して電子メールにより発信する。	子育て支援課 各区家庭健康課



No	事業名	事業概要	担当課
19	区役所等における利用者支援事業	区役所家庭健康課に保育サービス相談員を配置し、窓口や子育てふれあいプラザ（のびすく）、地域子育て支援センター等において、保育サービス等に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行うことにより、保護者の希望や家庭状況に応じた適切なサービス利用につなげる。	運営支援課 認定給付課
20	保育所地域子育て支援事業 【施策の方向 3-2 No.4 再掲】	保育所を活用して「保育所地域子育て支援センター」「子育て支援室」を設置し、子育て家庭の交流の場の提供、子育て等に関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。	運営支援課
21	親子こころの相談室業務	18才未満の児童の精神的・心理的問題、行動上の問題について相談を受け、継続的面接を行うことにより児童及び保護者を支援する。	児童相談所 保護支援課
22	仙台フィンランド健康福祉センター事業による新たな健康福祉機器・サービス開発の実施	仙台フィンランド健康福祉センターを拠点として、仙台及びフィンランドの企業、大学、利用者等の連携により、健康福祉とその周辺分野までを幅広く対象としたウェルビーイング産業関連企業の製品・サービス開発・事業化を支援する。	産業振興課



第6章

計画を推進するための取り組み

1 仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

本計画の策定にあたって、高齢者、障害者、子育てといった個別分野を超えて社会福祉を総合的に推進するため、福祉関係団体、医療関係団体、ボランティア団体、NPO、町内会、学識経験者などで構成される「仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」（以下「地域福祉専門分科会」という。）を平成27年3月に設置しました。地域福祉専門分科会では、地域の実情を踏まえた上で、本計画の進捗管理、評価を行います。

(1) 意見・評価結果の公表

「地域福祉専門分科会」における意見・評価結果等について、ホームページに掲載するとともに、市民からの意見等を施策展開の参考とします。

(2) 意見の反映

「地域福祉専門分科会」の意見を踏まえ、地域の保健福祉ニーズに合致した施策展開を行うため、施策内容の見直し、新規施策の実施に関する検討を行います。

2 市の関係部局内の連携

本計画は、地域保健福祉推進のための計画であり、高齢者、障害者、子育て、健康、防災などの分野別計画における取り組みとの連携が不可欠です。そのため、市民の皆さまや「地域福祉専門分科会」の意見を反映させながら、関係部局や区役所との連携を強化するとともに、担当分野の枠を越えた組織横断的な施策展開や市民協働による地域保健福祉の推進を図ります。

3 市社会福祉協議会との連携

本計画と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とが一体となり、施策の推進にあたっては、両者が密に連携を図るとともに、相互にそれぞれの役割を活かし、地域福祉の現場の声を共有しながら、身近な地域での地域保健福祉の推進を図ります。



資料編



用語解説

力行

● 介護予防運動サポーター

健康な方から要介護・要支援状態になる可能性の高い方まで、幅広い状態の高齢者が参加できる運動の講習を受けた方で、地域で介護予防自主グループの企画や運営を行うボランティアのこと。

● 子育てふれあいプラザ

本市が設置する子育てを総合的に支援する施設で、愛称は「のびすく」。子育てをする市民への交流の場の提供、親子と一緒に過ごせる場の提供、子育てに関する相談、情報提供等を行っている。

● コミュニティソーシャルワーカー

住民による地域保健福祉の課題の解決力を高め、地域の支援機関・団体をつないで支援を必要とする方の援助を行う専門職。制度の狭間の問題解決や、専門機関等による支援のネットワークづくりなどに取り組む。

サ行

● 災害時要援護者（避難行動要支援者）

一人暮らしの高齢の方や障害のある方など、大きな災害が発生したとき、災害情報の入手や自力で避難することが困難な方で、避難の確保を図るために特に支援を要する方。

● 災害時要援護者情報登録制度

災害が発生したときに、地域での住民相互の助け合いが円滑に進むよう、災害時要援護者の情報を事前に登録するもの。登録情報については、地域団体等に提供し、地域における避難支援体制づくりに生かしている。

● 在宅高齢者世帯調査

高齢者が地域で安心して安全に住み続けられるよう、市内に居住する75歳以上の高齢者の生活状況を把握するとともに、高齢者に対する消防・防災活動や災害時における安否確認活動等を行うための基礎資料を得ることを目的とした調査。

● サロン活動

一人暮らしの高齢の方や障害のある方、子育て家庭などが、身近な地域で集い、交流や仲間づくりを行うための活動。

● 市政出前講座

仙台市職員が講師として地域に出向き、本市の政策や事業を説明し、市政への理解を深めていただくことを目的とする講座。



● 市民活動補償制度

市民の方が安心かつ自立して地域社会づくりに参加できるよう、市が実施・運営するもので、市民活動（ボランティア活動など）中に事故にあわれた場合、補償金が給付される。

● 市民後見人

本市における市民後見人とは、親族の協力が得られず、また、法律等の専門家に対応を依頼するほどの問題のない方を対象に活動する、市民による後見人。

専門的な資格を有しない一般市民で、権利擁護の視点や成年後見制度等に関する知識を学び、家庭裁判所から選任されたうえで、関係機関の支援や監督を受けつつ、本人と同じ目線で後見活動を行う。

● 障害者相談員

市長より委嘱された見識の高い民間の協力者。身体障害者、知的障害者、または精神障害者の相談、助言を行っている。

● 障害者相談支援事業所

障害のある方などに対し、必要な情報提供、助言や障害福祉サービスの利用支援等を行う地域の相談窓口。虐待の防止や早期発見のための連絡調整、権利擁護のために必要な支援を行っている。

● 小地域福祉ネットワーク活動

地区社会福祉協議会が主体となって、町内会、民生委員、ボランティアなど、地域の関係者・関係機関のネットワーク化により実施している地域支援活動で、高齢の方や障害のある方などを対象とした見守りやサロン活動等を実施。

● スクールカウンセラー

教育機関において、児童生徒の問題行動の防止や特別な支援が必要な児童生徒への対応、課題の早期発見と解決に取り組む業務に携わる、臨床心理士等の専門職。

● 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者で、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の支援を強化するため、平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に定義する者。

● 生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担い、主に生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングを行う専任職員。

● 成年後見制度

認知症や精神障害等により判断能力が十分ではない方の権利を擁護するため、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人に代わって、財産の管理や生活上必要な契約等の手続きを行い、本人が安心して暮らせるように支える制度。

● 成年後見総合センター

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の十分でない方々が、自立した地域生活を送るために、成年後見制度の利用を支援する機関。仙台市社会福祉協議会内に設置されている。

● 仙台市基本計画

仙台市基本構想に基づく長期計画であり、基本構想に定める都市像の実現を目指した重点的な取り組みをはじめ、市政全般にわたる施策を体系的に定め、計画的に推進していくことを目的として、平成 23 年 3 月に策定。計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）から 32 年度（2020 年度）までの 10 年間。

● 仙台市基本構想

21 世紀半ばを展望して、仙台がめざす都市の姿を示し、それを市民と行政が共有しながら、実現に向け共に取り組んでいくための指針となるもので、平成 23 年 3 月に策定。

● 仙台市実施計画

仙台市基本構想に掲げる都市像の実現に向けた長期計画である仙台市基本計画（平成 23 年度～平成 32 年度）を上位計画とし、仙台市基本計画の着実な実現や仙台市政策重点化方針 2020 を踏まえ、平成 28 年度～平成 30 年度の 3 年間に取り組む具体的な事業の内容を明らかにするもの。基本計画期間中の第 2 期にあたる実施計画。

● 仙台市市民活動サポートセンター

さまざまな分野の市民活動団体や NPO、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設として平成 11 年に開館。情報や活動の場の提供、相談対応、人材育成、連携・交流推進など、多様な市民活動がさらに活発になるように支援を行いながら、市民・企業・行政の協働のまちづくりを推進していくことを目的として設置。

● 仙台市社会福祉協議会（各区・支部事務所を含む）

昭和 26 年に設立された、地域福祉の推進を目的とする民間団体で、住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民の福祉活動の推進、関係機関・団体等の組織化や連絡調整の活動等を行う社会福祉法人。区を単位とした住民による福祉活動を推進するため、各区及び支部に事務所を設置している。

● 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例

障害を理由とする差別をなくし共生社会を実現するための理念や基本的な施策を定め、市民全体の取り組みとして差別解消を進めることを目的に、平成 28 年 4 月に施行。



サ 行

● 仙台市政策重点化方針2020

仙台市基本計画を上位計画としつつ、平成 27 年度に計画期間が終了する震災復興計画の理念を発展的に継承し、平成 32 年度までの 5 年間に重点的に取り組むべき政策の方針を定めたもので、平成 27 年 12 月に策定。平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の計画期間とする仙台市実施計画における政策重点化の考え方・方針となるもの。

● 仙台市地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づき、地震災害や風水害等の各種災害に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、被害を最小限に食い止めることを目的に、本市の防災に関する最も基本的な計画として仙台市防災会議が策定している行政計画。

● 仙台市バリアフリー基本構想

高齢者や障害者等の移動や施設利用の利便性・安全性の向上促進を目的とした「バリアフリー新法」に基づき、本市において重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進する地区について、基本的な方針や範囲、経路等を示すもの。

● 仙台市ひとにやさしいまちづくり条例

身体障害者・高齢者等が施設等を円滑に利用するにあたって、施設の構造、設備等に関する整備についてバリアフリーを推進するため、市・事業者・市民の責務を定めた条例。

タ 行

● 地域支えあいセンター事業

仙台市社会福祉協議会による、市内に居住する被災世帯を対象にした、情報提供や相談所の設置、個別訪問、交流イベント、サロン活動を行う被災者支援事業。区ごとに常設の支えあいセンターを設置し、中核支えあいセンターがとりまとめを行っている。

● 地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域体制。本市においては、中学校区を基本とする日常生活圏域において、地域包括ケアシステムの構築に努めていく。

● 地域包括支援センター

高齢の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護や医療、健康づくりなど、さまざまな面から支援を行う高齢者の総合相談窓口。介護予防サービスの紹介や関係機関との調整、虐待防止などの権利擁護活動を行う。



夕行

● 地区社会福祉協議会

地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、住民が主体となり、概ね小学校区や地区連合町内会の範囲で組織された任意団体。小地域福祉ネットワーク活動や地域内の福祉活動の推進などを行っている。本市には、103の地区社会福祉協議会（平成27年4月1日現在）がある。

● 町内会・自治会

一定の地域に住む人々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通するさまざまな課題を住民同士が協力して解決し、ふれあいのある快適なまちづくりを目指して自主的に活動している住民自治組織。

ナ行

● 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害のある方等のうち、契約能力はあるものの判断能力が十分ではない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理・あずかりサービスを行う事業。本市では、仙台市社会福祉協議会及び各区事務所内に設置されている「権利擁護センター（まもりーぶ仙台）」において事業を実施。

● 認知症ケアパス

地域の実情に応じて、その地域ごとに、認知症の方やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、状況に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを記載したもので、市町村が作成するもの。

● 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を、地域で温かく見守り、支援を行っていくボランティアのこと。地域や学校、職場などで、養成講座を随時開催。

ハ行

● 福祉委員

ボランティアとして、地区社会福祉協議会による見守りやサロンなどの小地域福祉ネットワーク活動を行っている地域福祉活動の担い手。地区によって、福祉員、ボランティア協力員などさまざまな名称がある。

● 福祉サービス第三者評価

事業者の提供する福祉サービスについて、第三者機関が客観的な評価を行い、その結果が公表されることで、福祉サービスを利用する市民が客観的な情報をもとにサービスを選択できるようにすることを目的とした事業。宮城県が認証した第三者評価機関が、福祉サービス事業者と契約を結び評価を実施。

● 福祉避難所

指定避難所で生活を続けることが困難な高齢者や障害者等の要援護者を二次的に受け入れるために開設する避難所。



ハ行

● 保育所地域子育て支援センター・子育て支援室

保育所を活用し、育児不安等の相談・援助、育児講座、情報提供、園庭の地域開放、保育士の家庭訪問による育児相談などの子育て支援事業を実施している場所。

● ボランティアセンター

ボランティア活動の振興と地域福祉の推進を図る活動拠点として、仙台市社会福祉協議会及び各区事務所内に設置しているセンター。ボランティアを必要としている方とボランティアをした方の連絡調整を図るとともに、寄せられたボランティア情報等を広く市民に発信。

マ行

● 民生委員児童委員

地域住民の生活実態を必要に応じ適切に把握し、支援を必要とする方の自立を助けるための支援を行う、厚生労働大臣の委嘱を受けた方。

ヤ行

● 要介護・要支援認定者

要支援 1・2 とは、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態の予防に資する支援を必要とする状態にあることで、要支援者とは、要支援認定を受けた方のことをいう。また、要介護 1～5 とは、寝たきりや認知症などにより常時介護を必要とする状態にあることで、要介護者とは、要介護認定を受けた方のことをいう。

ラ行

● 老人クラブ

概ね 60 歳以上の方で構成される組織で、社会奉仕やレクリエーション等の自主的な活動を行っている任意団体。



仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会における審議経過

時 期	概 要
平成26年12月5日～ 平成26年12月19日	「地域における保健福祉のあり方について」市民意向調査
平成27年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ○第3期仙台市地域保健福祉計画の策定について ○市民意向調査結果について ○第3期仙台市地域保健福祉計画をめぐる現状と課題及び主要論点（案）について ○ワークショップ開催（案）について 他
平成27年6月30日	第1回ワークショップ 「住民相互の支え合い活動の課題」
平成27年7月17日	第2回ワークショップ 「地域福祉活動への学生参加の課題」
平成27年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ○重層的ネットワークの構築に向けた既存ネットワークの紹介 ○ワークショップの取り組み状況について ○第3期仙台市地域保健福祉計画の骨子案について 他
平成27年8月18日	第3回ワークショップ 「高齢社会における住民主体の支援体制づくりの課題」
平成27年9月3日	第4回ワークショップ 「復興に向けた地域の支援ネットワークづくりにおける課題」
平成27年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ■第3回仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ○第2期仙台市地域保健福祉計画の評価について ○ワークショップの取り組み状況について ○第3期仙台市地域保健福祉計画の素案について 他
平成27年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ■第4回仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ○地域福祉セミナーの開催について ○第2期仙台市地域保健福祉計画の評価案について ○第3期仙台市地域保健福祉計画の中間案について ○パブリックコメントの実施について 他
平成27年11月9日	市民フォーラム「第13回地域福祉セミナー」
平成27年12月1日～ 平成27年12月28日	第3期仙台市地域保健福祉計画（中間案）に対する市民意見募集（パブリックコメント）
平成28年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ■第5回仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ○パブリックコメントの結果報告と対応について ○第3期仙台市地域保健福祉計画答申案について 他
平成28年2月15日	仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会からの答申
平成28年3月	第3期仙台市地域保健福祉計画策定



市民参加の取り組み①／市民意向調査結果について

(1) 調査概要

第3期仙台市地域保健福祉計画の策定にあたって、地域保健福祉に関する市民のニーズや意識・意見を把握し、また、市民から見た地域と社会福祉施設やNPO法人との関わりの実態等を把握することを目的として実施した。

(2) 調査期間

平成26年12月5日～平成26年12月19日

(3) 調査の名称及び対象

名称：「地域における保健福祉のあり方について」市民意向調査

対象：16歳以上の仙台市民(平成26年11月1日現在)から無作為に抽出した5,000人

(4) 調査方法

郵送方式にて実施

(5) 回収数等

発送数5,000票／回収数2,050票（回収率／41.0%）

〔1〕 性別

男	女	無回答
40.3%	56.2%	3.5%

〔2〕 年齢

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答
2.3%	7.0%	13.2%	15.6%	15.1%	20.4%	15.2%	7.7%	3.5%

〔3〕 世帯構成

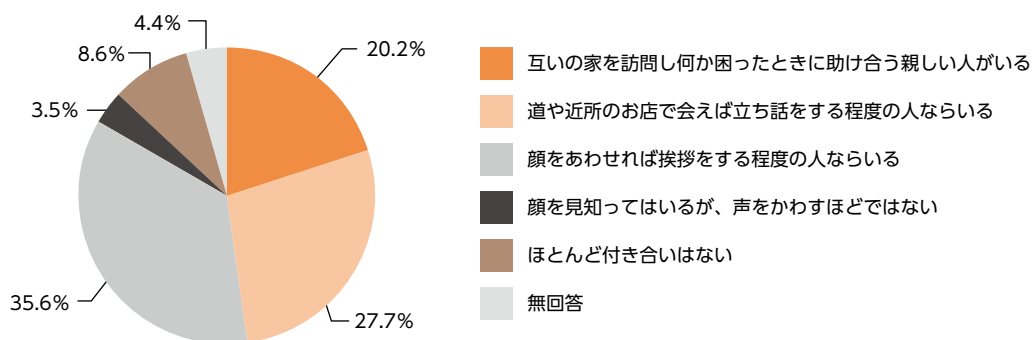
一人暮らし	12.9%
夫婦のみ	26.3%
二世帯（あなたと親の世代）	12.1%
二世帯（あなたと子供の世代）	35.1%
三世帯	7.9%
その他	2.1%
無回答	3.5%

(6) 調査結果の概要

① 地域とのかかわりの程度と東日本大震災前後での市民意識の変化

Q 「あなたは普段、ご近所の人たちとどの程度お付き合いをしていますか（○は1つだけ）」

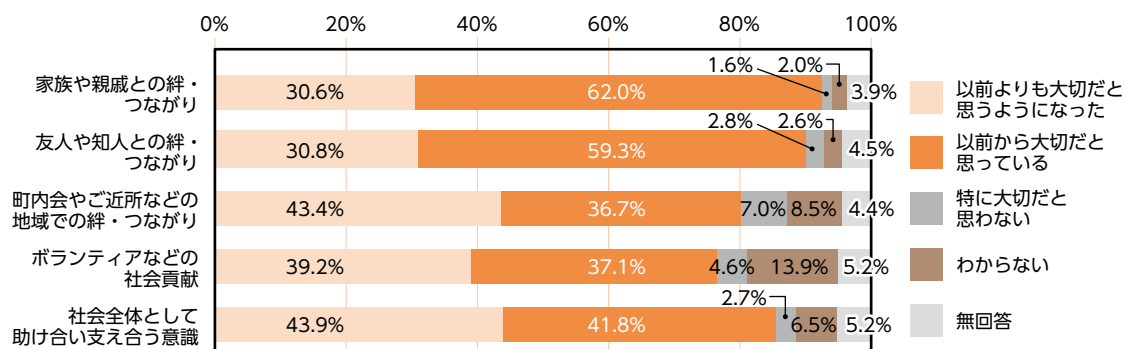
図表9 地域とのかかわりの程度



日常生活における地域とのかかわりについて、約8割の人が、日頃から近所の人と声を交わす関係性にあると回答しています。これに対して、互いの家を訪問し何か困ったときに助け合うような親しい間柄にある人は2割程度に留まり、また、1割程度の人が「ほとんど付き合いはない」という回答から、本市内における人々の地域とのかかわりは十分だとは言えないことが伺えます。

Q 「東日本大震災以前と現在とを比べて、あなたの考え方は変わりましたか。（項目ごとに○は1つ）」

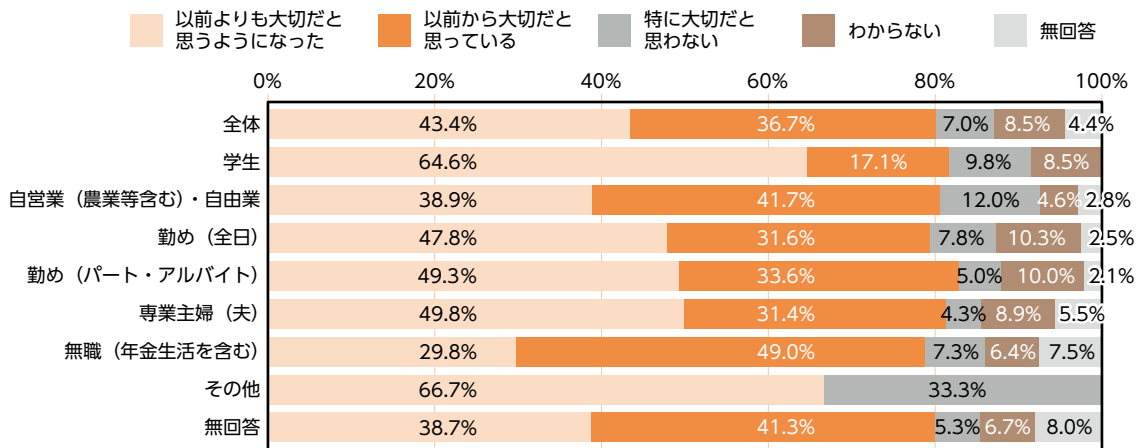
図表10-1 東日本大震災前後でのかかわり意識の変化



家族や友人との絆・つながりは震災以前から大切だと思っているとの回答の割合が高かったのに対し、「町内会やご近所などの地域での絆・つながり」、「ボランティアなどの社会貢献」、「社会全体として助け合い支え合う意識」については、震災以前よりも大切だと思ふようになったとの回答が多くを占めています。



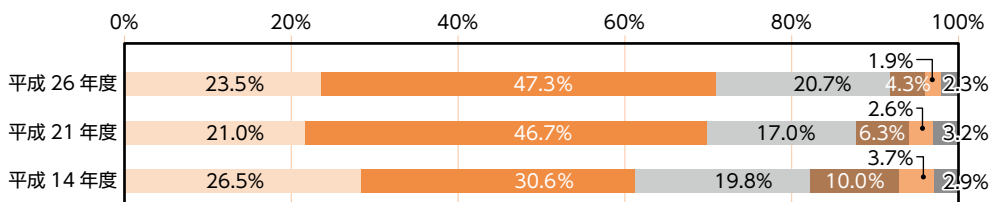
図表 10-2 東日本大震災前後でのかかわり意識の変化(「地域での絆・つながり」/職業別)



➡ 「町内会やご近所などの地域での絆・つながり」の項目について、職業別に見ると、「以前よりも大切だと思うようになった」との回答は、学生の中で占める割合が64.6%と高く、また、「ボランティアなどの社会貢献」、「社会全体として助け合い支え合う意識」についても同様の結果が得られ、学生の意識の変化が大きかったことが伺えました。

Q 「あなたは、近所付き合い、地域住民同士の交流や助け合いについて、どのように考えますか。あなたの気持ちに一番近いものを1つだけ選んで○をつけてください。(○は1つだけ)」

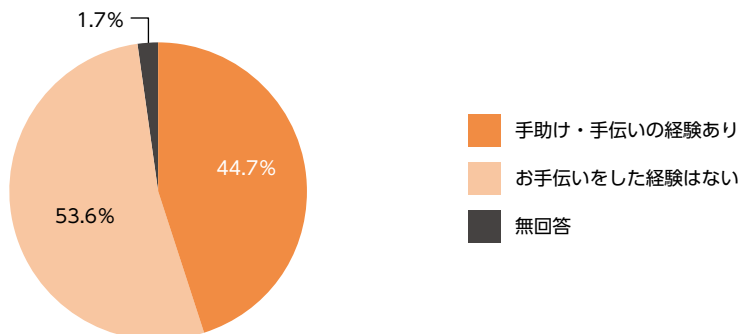
図表 11 日頃からの交流の重要性・必要性



➡ 日頃からの地域での交流の重要性・必要性について、経年比較でみると、「地域で助け合うことは大切なことであり、そのためにも普段からの交流は重要だ」と「日頃の交流がないと、いざというときに助け合えないので、ある程度の交流はしておいたほうがよい」とを合わせると、平成26年度は70.8%に上り、平成14年度の調査結果と比べると、13.7ポイント上昇していることが分かります。

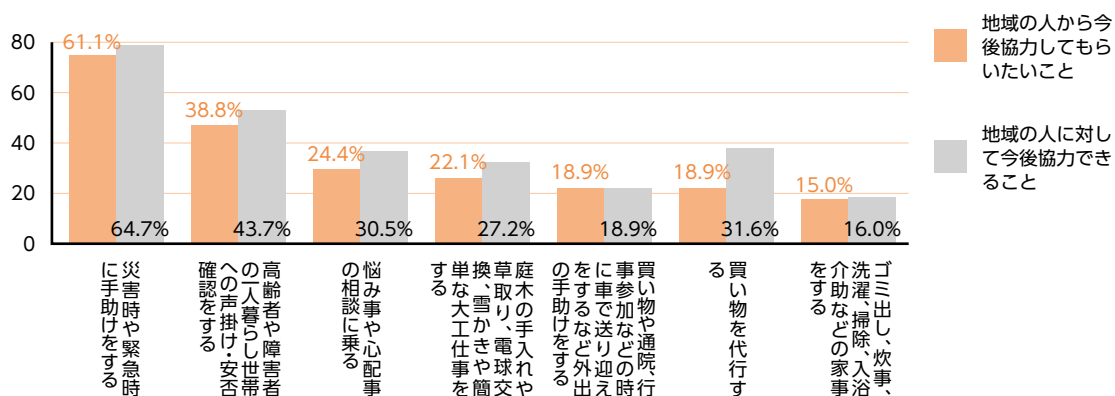
Q「あなたは、ご近所の人に対して、過去1年の間に、どのような手助け・手伝いをした経験がありますか。（〇はいくつでも）」

図表12 地域の人との支え合いの経験



Q「あなたは、あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故で日常生活が不自由となったとき、ご近所の人からどのような手助け・手伝いをしてもらいたいと思いますか。（現在手伝ってもらっている場合を含む。）また、今後、ご近所の方やご近所の家族が高齢になったり、病気や事故で日常生活が不自由となったとき、あなたが手助けしたりお手伝いしたいと思うことはありますか。（〇はいくつでも）」

図表13 地域の人から今後協力してもらいたいこと・今後協力できること



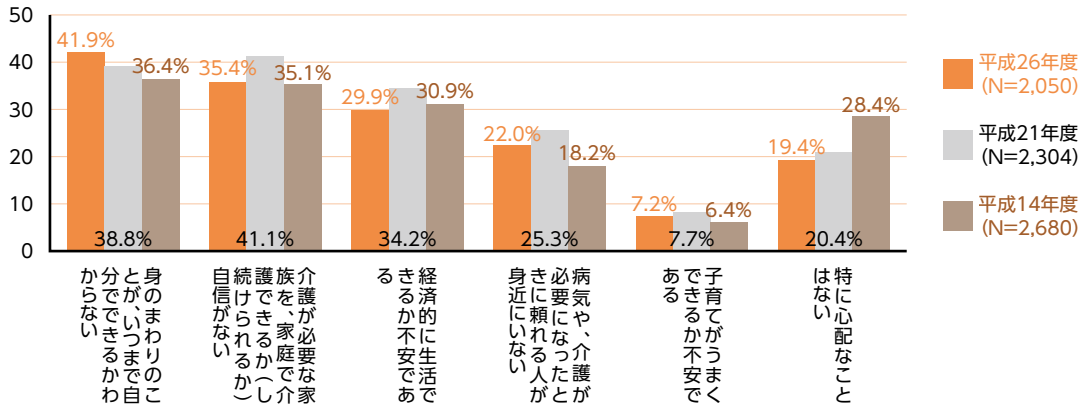
➡ 近所の人に対してお手伝いをした経験はないとの回答が回答者の約半数を占めたものの、災害時の支え合いや高齢者への声掛け、買い物の代行のほか、悩み事や心配事の相談に乗ることなどが、今後地域の人に対して協力できることとして挙げられました。こうした項目は、地域の人から協力してもらいたいこととの割合とも概ね合致することから、地域におけるニーズと活動者とをマッチングさせる仕組みづくりをすることで、地域において、支え合い・助け合うまちづくりが構築されることが期待されます。



②地域で生活する上での自分自身の心配

Q「あなたが住みなれた地域で生活していく上で、心配していることは何ですか。（○はいくつでも）」

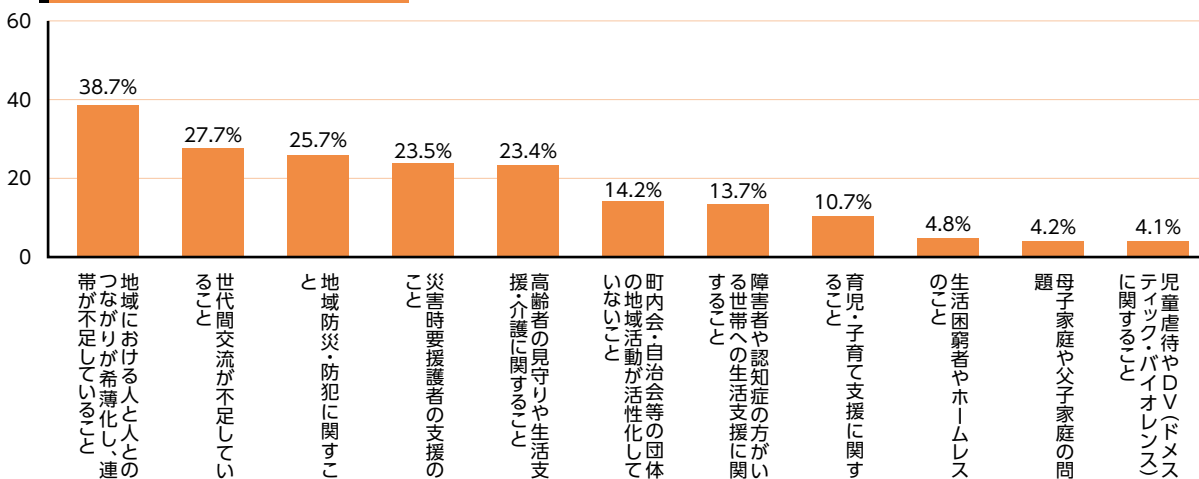
図表14 地域で生活する上での心配ごと



→ 地域で生活する上での自分自身の心配ごとについては、「身のまわりのことがいつまで自分のできるかわからない」や「介護が必要な家族を、家庭で介護できるか(し続けられるか)自信がない」、続いて「経済的に生活できるか不安である」が上位を占め、地域の高齢化による不安や課題が、年々顕在化していることが伺えます。

Q「現在、あなたがお住まいの地域やその周辺では、安心して生活していく上で、どのような問題や課題があると感じていますか。（○はいくつでも）」

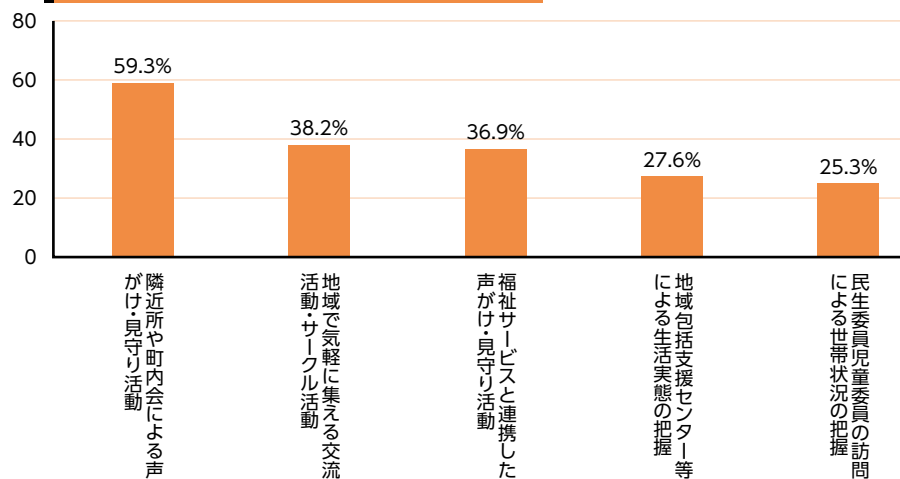
図表15 地域における課題認識



→ 地域で生活していく上での心配ごとの背景にある課題意識としては、「地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯が不足していること」、「世代間交流が不足していること」が多く挙げられています。また、地域で支援が必要な方への見守り・支援に関することも課題として挙げられ、地域における住民同士のつながりが重要だとする意識の広まりが伺えます。

Q「地域や社会からの孤立を防ぐためにどのような取り組みが有効だと考えますか。
(〇はいくつでも)」

図表16 地域や社会から孤立を防ぐ取り組み



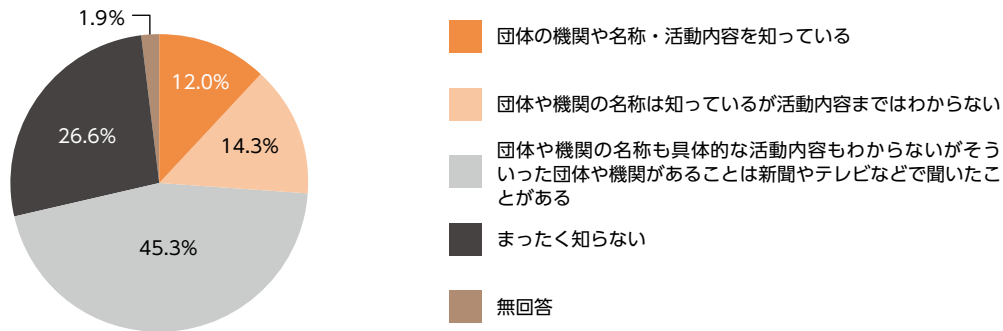
➡ 地域や社会からの孤立を防ぐためにはどのような取り組みが有効だと考えるかについては、「隣近所や町内会による声かけ・見守り活動」や、「地域で気軽に集える交流活動・サークル活動」が挙げられるなど、今後迎える超高齢化社会に向けて地域住民同士による「共助」の意識が高まっていることも伺えました。



③ 地域保健福祉活動への参加意欲

Q 「あなたは、保健や福祉に関するボランティア活動を行っている団体や機関を知っていますか。（○は1つだけ）」

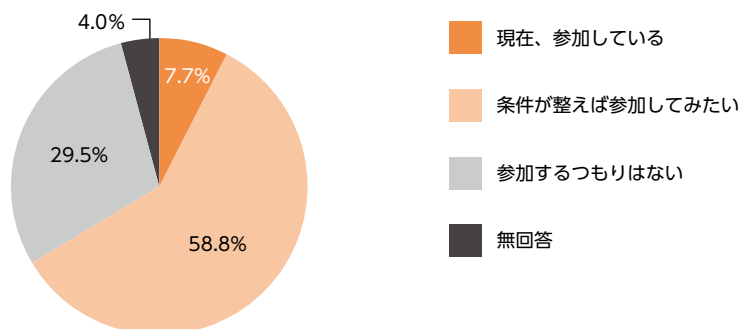
図表17 地域における福祉活動団体の把握



➡ ボランティア活動を行っている団体や機関については、マスコミによる広報等により認識は広まったものの、自分の地域にある団体等の名称や活動内容まで把握している人は、まだまだ少ないことが伺えます。

Q 「あなたは、ボランティア活動に参加したいと思いますか。（○は1つだけ）」

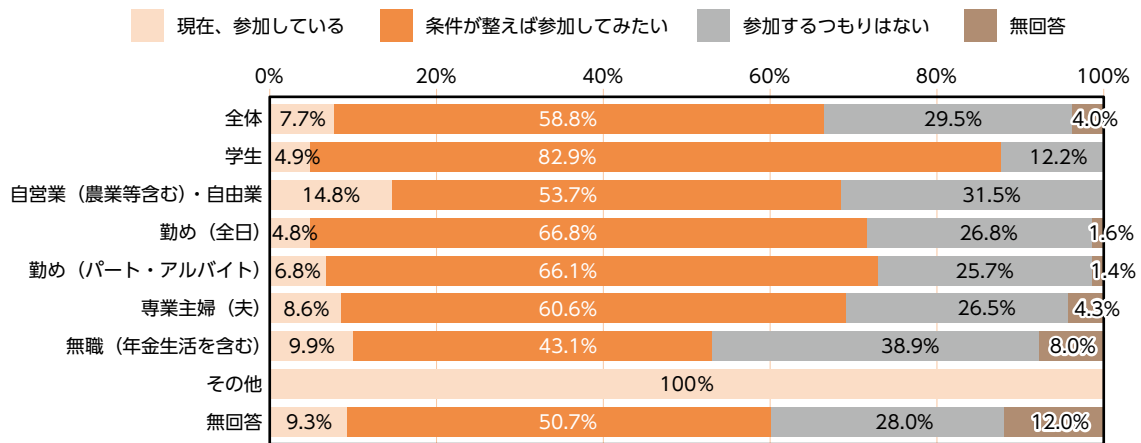
図表18 -1 地域でのボランティア活動への参加経験



➡ 現在、ボランティア活動に参加している人は回答者の7.7%と1割に満たない状況ですが、「条件が整えば参加してみたい」とする回答は58.8%と約6割を占め、地域の中には、潜在的なボランティア意識があることが伺えました。



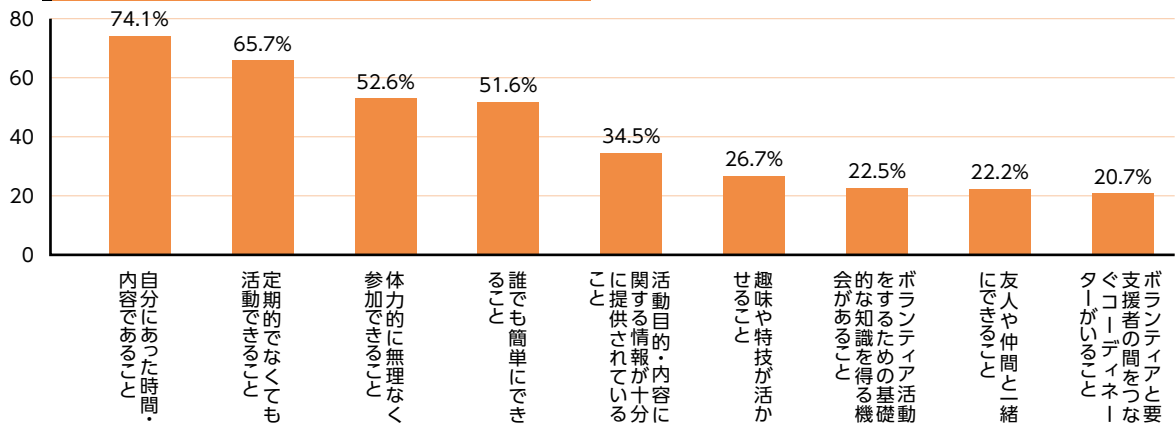
図表18-2 地域でのボランティア活動への参加経験(職業別)



➡ 職業別に見ると、「条件が整えば参加してみたい」との回答は、学生の中で占める割合が82.9%と高く、学生のボランティア活動への参加意欲が伺えました。

Q 「『条件が整えば参加してみたい』と回答した方について、どのような条件が整えば、ボランティア活動に参加したいと思いますか。(〇はいくつでも)」

図表19 ボランティア活動に参加するための条件



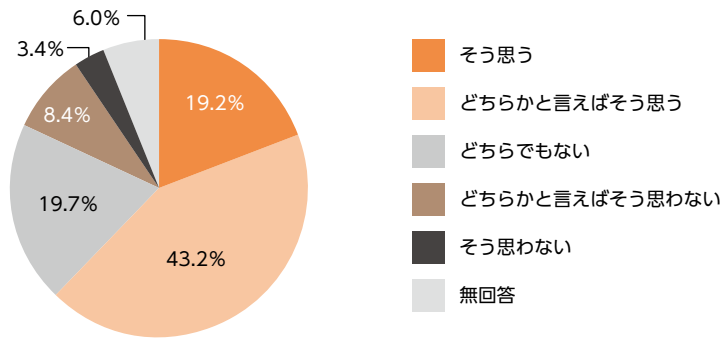
➡ 個々の価値観やライフスタイルの多様化が進展する中、「自分にあった時間・内容」であれば、地域活動に参加したいとする人が多くを占めています。地域におけるボランティア活動を活性化させるためには、各団体等から地域の人たちに対して、その活動目的や内容に係る情報発信を充実させ、地域住民が自分にあった活動を選択できるような仕組みづくりが重要であることが伺えます。



④ 今後の地域保健福祉のあり方

Q 「あなたが、今後も同じ地域で暮らしつづけて行くとした場合、あなたが現在住んでいる地域は、安心して、充実した生活を送ることができると思いますか。（○は1つだけ）」

図表20 現在住んでいる地域の安心度・充実度



➡ 現在住んでいる地域の安心度・充実度については、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせると約6割の人が安心度・充実度が高いと感じており、これらの主な理由として、「地域交流（地域コミュニティとのつながり）」があることが最も多く挙げられています。このことから、日常生活を送る上での安心度・充実度には、地域における人と人とのつながりや地域とのかかわりの強さが影響していることが伺えます。

図表21 現在住んでいる地域の安心度・充実度の理由

※自由記述

分類	意見数計	理由別の意見数		
		そう思う・どちらかと言えばそう思う理由の意見数	どちらともいえない理由の意見数	どちらかと言えばそう思わない・そう思わない理由の意見数
総意見数 (回答者数)	1,657 (1,130)	1,146 (734)	259 (213)	252 (183)
1 地域交流（地域コミュニティとのつながり）	473	322	86	65
2 保健福祉（高齢・障害）・医療機関の充実度	220	142	33	45
3 買い物・商業施設の充実度	156	123	7	26
4 公共交通機関の充実度	144	110	12	22
5 住環境（自然との調和・治安の安定）の充実	142	103	15	24
6 家族・親族・友人・知人等の存在	89	70	10	9
7 行政機関・公共施設の充実度	78	58	7	13
8 子育て支援・教育環境の充実度	52	37	6	9
9 経済基盤の充実度	36	7	14	15
10 災害に強い都市基盤	25	12	5	8
11 その他（特に問題がないこと 65 件、 長期居住による安心感 32 件を含む）	242	162	64	16



○主な自由記述意見（一部抜粋）

〔地域交流（地域コミュニティとのつながり）〕

- ▶ ご近所の方々と日頃より交流があり、皆いざと言う時は助け合える関係が築かれている。町内会も充実しているし、何でも話しあえる友人が近所にいるので、安心。ただ、冬の雪かきが大変で、高齢になると不安。
- ▶ 災害などが起きた時、一番早く「助ける、助けてもらう」事ができるのは近所や町内の人だと思う。現在住んでいる所の地域の方々は皆、常日頃から情報交換や交流をよくしているので、安心。
- ▶ 今住んでいる地域は若い世代の人が多く、世代間の交流は不足している。町内会の世帯数もようやくここに来てのびてきて、これからの町なので、将来に期待。
- ▶ 町内の人間関係が良好。ただし高齢化等により町内会役員のなり手がいない。
- ▶ 昔とくらべると近所付き合いも少なくなり、それが普通の世の中に時代が変わっているのかなと思うと、今後もどう変化していくかわからないため不安。

〔保健福祉（高齢・障害）・医療機関 / 買い物・商業施設 / 公共交通機関の充実度）〕

- ▶ 大都会ではないが、田舎でなく、地下鉄とJRとバスが使える、区役所やコミュニティセンターで情報を得られ、仙台市中心部に近く、孤立感がないので、今のところ、不安なく、充実している。
- ▶ 近くに大きなモールがあり徒歩で買い物ができ、医療機関も多く、交通の便も良い。また、公園や緑も多く、散歩もできる。
- ▶ 買い物をするのに、バスやこれからできる東西線などの交通機関が充実している。徒歩で動ける範囲に店が多くある。病院がたくさんある。
- ▶ 以前ケガをした時、地域包括支援センターの方が色々な手続きなどを親切に教えていただき、心強かった。
- ▶ 医療機関が近くにないことや、現在は充分生活できてはいるが、健康でなくなったときに、自力で運転や、通常の生活が出来なくなる。
- ▶ 今以上高齢化社会になっていった場合、支える世代が少ないので、今のままでは社会が成り立っていないように思う。
- ▶ 地域全体の高齢化が進んでいて、コーディネーターやリーダーの成り手がなくなる。
- ▶ 現地点で既に街の高齢化が始まっているが、受け皿となる施設やグループホーム等の数が不足していると思われる。
- ▶ 障害者への理解が一般的にできていない。特に精神障害者に対しては、いっそうのこと。
- ▶ 近隣に買い物する場所がなく、病院、駅も遠い。現在は自転車や車で移動するが、将来不安。
- ▶ 家庭での介護が困難になった時の施設等、入居出来る余裕があるのか不安。



〔住環境（自然との調和・治安の安定）の充実〕

- ▶ 空気もきれいで、公園も多く、治安もいい。同じ世代の子供をもった人がたくさんいる。
- ▶ 町内会、地域での交流は、盛んに行われていると感じるが、防犯の面で、不審者、変質者の目撃情報や被害の情報があまりに多いので、どちらとも言えない。
- ▶ 近所には、市営住宅があり、高齢者や認知症の方が多く、救急車や消防車が頻繁に来る。

〔家族・親族・友人・知人等の存在〕

- ▶ 町内会、知人、友人と常に親しく交流している。自分でできる限りのお世話をしている。
- ▶ 同居する両親が30年近く住んでいる地域で、その知人も近所に住み、交流があるので、そういった安心感がある。また、両親は地域の活動にも参加する機会も多い。
- ▶ 兄弟は近くに住んでいるが、子供達は遠方なので自分のこれからは予測ができない。
- ▶ 子供達が離れており、現在の地域で世代交替ができるか、まだはっきりしていない。
- ▶ 家族以外に知人・友人がいないので不安である。

〔行政機関・公共施設の充実度〕

- ▶ 現在暮らしている地域は、病院も多く、区役所からのお知らせなどもよくチラシなどで見る機会があるので助かっている。
- ▶ 現在の住居に住んで20年以上になり知人や友人もあり、近所の人顔もある程度知っているし、近くに包括支援センターもあって、区役所・交番等も比較的近いので安心。
- ▶ 行政サービス・福祉サービスについてよく分からない。情報がどこで得られるかわからない。
- ▶ 地域での保健福祉活動の実態が分からない。年1回の健康診断以外、地域での活動に思い付く事がないため、もっと、こんな事をして、こんな成果が得られたといったアナウンスが欲しい。

〔子育て支援・教育環境の充実度〕

- ▶ 子どもを持って、初めて子育て支援が思ったよりも充実していた。また、高齢の祖母が、地域包括支援センターの体操教室等に参加したりと、高齢者への支援も充実していると思う。
- ▶ 子ども達が、安心して学校に行ける環境で、地域の人見守りがある。気心知れた、友人がいる。
- ▶ 幼稚園、保育所、小学校、デイサービス等、小さな子がいる家庭から高齢者までが利用できる施設が多くあり、出産～老後まで住みやすそう。ただ古くから住んでいる人達が多く、新しく住む人とは少し壁があるように感じられ、町内会の存在がよく分からない面もある。
- ▶ 子どもの通学路に細い道などが多いため防犯対策は大丈夫なのかと心配。他の地域で見かける、横断歩道の所に立ってくれているボランティアの方々がいないような気がする。



〔経済基盤の充実度〕

- ▶ 今の場所にいつまで居られるか分からない。経済面からの転居や災害による立退きなどいつ起きるか予想がつかず不安。
- ▶ 一人暮らし又は介護が必要になった場合に、自分の経済力に合った入所施設（公的機関）があるかどうか心配。
- ▶ 地域貢献したくても、時間も、金銭も余裕がない。

〔災害に強い都市基盤〕

- ▶ 震災の時も、津波などの大きな被害が少なく、日常生活に必要な行政、店舗、病院もそろっているため。
- ▶ 津波や噴火、土砂崩れ等の災害の心配のない地域であり、近くに交番や消防署、スーパーにコンビニ、銀行や郵便局、開業医、地下鉄の駅が近い等、便利である。
- ▶ 少子高齢化が進んでいるため、災害など有事の際に、助け合う事がむずかしいと思う。
- ▶ 高齢者の方が年々多く一人暮らしの方が災害時にと思うと安心とはいえない。

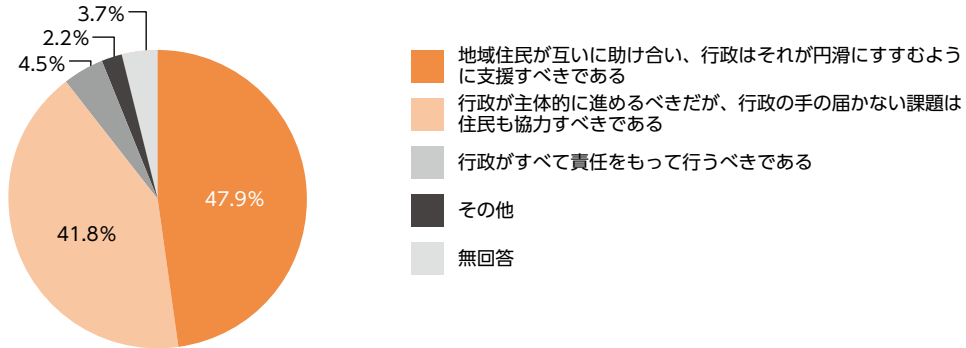
〔その他〕

- ▶ 自分も地域も変化していくので、将来のことは分からない。
- ▶ 現住所は、自分にとって「みなし仮設住宅」であり、いつまでもここに住んでいる訳ではなく、一時的なものである。最終的には移転先が永住先となるが、そこが安心して充実した生活を送ることができるようになる事を希望する。
- ▶ 仮上げ住宅にお世話になっていますので、気持ちがおちつきません。



Q 「誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるように地域づくりを進めていくためには、行政と住民の関係はどうあるべきだと思いますか。（○は1つだけ）」

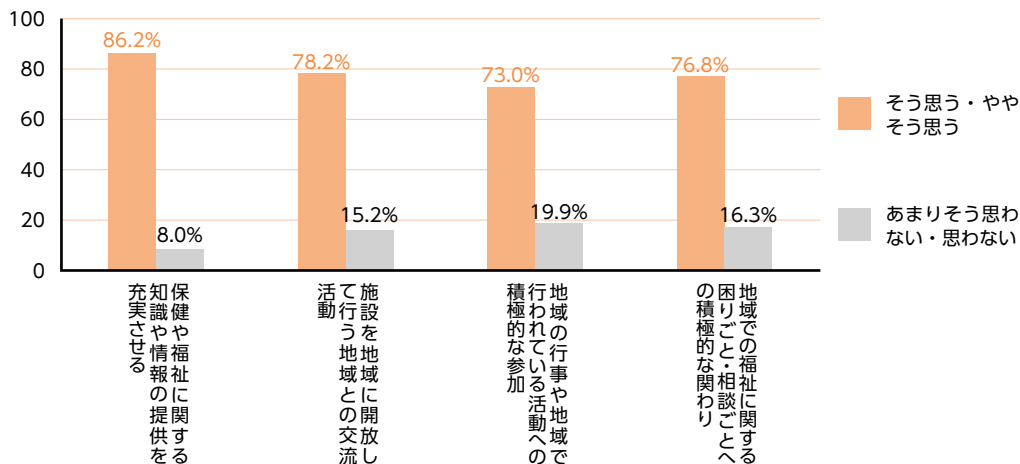
図表22 行政と地域住民の関係のあり方



➡ 誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるように地域づくりを進めていくためには、「地域住民が互いに助け合い、行政はそれが円滑にすすむように支援すべきである」が、全体の約5割を占め、地域住民同士による「共助」の意識や住民が主体となった地域づくり意識が高まっている傾向にあることが伺えます。

Q 「今後、老人ホーム・障害者施設・保育所などの事業者が行う次の地域活動に、どのくらい期待しますか。（各項目ごとに、○は1つだけ）」

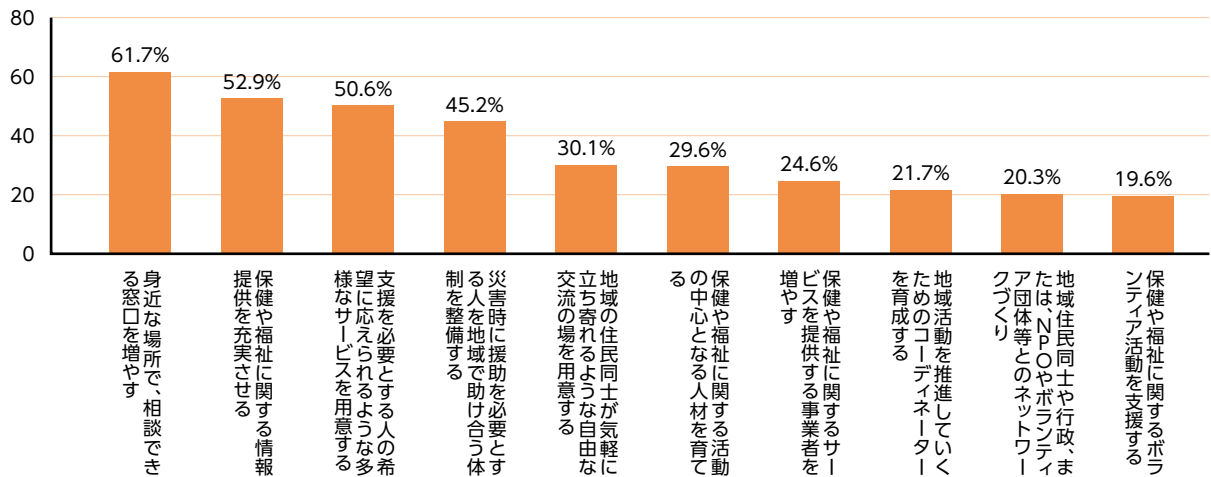
図表23 保健福祉サービス事業者に期待すること



➡ 地域住民は、地域にある保健福祉サービス事業者に対して、保健福祉に関する情報提供の充実や積極的な地域とのかかわりを求めていることが伺えます。

Q「今後、日常生活上困ったことがあっても、あなたが住みなれた地域で安心して生活していくために、行政はどのような施策を行っていくべきだと思いますか。（〇はいくつでも）」

図表24 市に期待する施策



➔ 市民が行政に対して期待する施策としては、「身近な場所での相談窓口を増やすこと」や、「地域の住民同士が気軽に立ち寄れるような自由な交流の場を用意すること」、「保健や福祉に関する情報提供を充実させること」が多く挙げられ、地域住民、関係機関、行政とが連携・協働し、地域全体で支え合い・助け合う意識が醸成されてきていることが伺えます。



市民参加の取り組み②／ワークショップ開催結果について

ワークショップでは、参加者のこれまでの実践に基づく現状や様々な課題が出されました。ここでは、各ワークショップで挙げられた課題等について、ご紹介します。

● 第1回ワークショップ

- 開催日 平成27年6月30日(火) 14:30~16:00
- テーマ 「住民主体のネットワーク活動を推進するために」
- 参加者 地区社会福祉協議会会長及び地域福祉活動推進員
(小地域福祉ネットワーク活動推進検討会委員)
社会福祉協議会職員、行政職員等 合計20名
- ファシリテーター 東北学院大学教養学部地域構想学科
教授 増子 正氏



● 第2回ワークショップ

- 開催日 平成27年7月17日(金) 17:30~20:00
- テーマ 「学生の地域福祉活動への参加を広げるために」
- 参加者 大学生及び学生の活動を支援している大学教職員、
社会福祉協議会職員、行政職員等 合計34名
- ファシリテーター 宮城大学 事業構想学部事業計画学科
助教 鈴木 孝男氏



● 第3回ワークショップ

- 開催日 平成27年8月18日(火) 10:00~12:00
- テーマ 「高齢社会における安心した暮らしを支える地域
ネットワーク活動の充実に向けて」
- 参加者 茂庭台地域包括圏域の活動者、社会福祉協議会職員、
行政職員等 合計24名
- ファシリテーター 宮城大学 事業構想学部事業計画学科
助教 鈴木 孝男氏



● 第4回ワークショップ

- 開催日 平成27年9月3日(木) 13:30~16:00
- テーマ 「復興過程における支え合い活動の経験を、
これからの活動に活かすために」
- 参加者 復興公営住宅建設地域で地域福祉活動されている方、
社会福祉協議会職員、行政職員等 合計34名
- ファシリテーター 宮城大学 事業構想学部事業計画学科
助教 鈴木 孝男氏



● 第1回ワークショップで挙げられた課題

「住民主体のネットワーク活動を推進する上での課題」

○ 担い手に関する課題

参加を広げる

- ・協力者の発掘
- ・持続・協力しやすい条件の把握
- ・役割を固定化しない多様な参加の仕組み
- ・担い手を支える
- ・福祉委員の資質向上
- ・活動者に対する金銭面の支援
- ・福祉委員の身分保障に不安

担い手を拡充する

- ・人材不足で新しい活動に進展しない
- ・役職・役割が重複している
- ・社協と地域の関係団体との連携
- ・福祉委員の位置づけが地区ごとに異なる
- ・福祉委員が選出されていない地域がある
- ・活動を継続するための人材の確保
- ・役員や福祉委員の固定化や高齢化に伴う活動継続の不安定さ
- ・福祉委員に男性の参加が必要だが、確保が難しい
- ・うまく世代交代できない
- ・ベテランのノウハウを引き継ぐことが難しい

○ リーダー・コーディネーターに関する課題

コーディネート力の向上

- ・つなぎ役を担う人材の重要度が増大
- ・興味のある人を活動につなぐ仕組みづくり
- ・団体間の連携を深める場・機会の設定

○ 場づくり・ネットワークづくりの課題

課題解決力向上のため情報共有

- ・社協、民生委員、福祉委員、地域包括支援センターとの連携
- ・福祉委員と民生委員との協働体制づくり
- ・活動の推進力維持のための場づくり
- ・町内会長が毎年交代するため、活動に対する意識が低下しやすい
- ・町内会の温度差・活動の差
- ・町内会の主体的な活動の活性化

○ 連携強化に関する課題

連携を深める仕組み

- ・地域福祉が縦割りになっている
- ・地域内の団体の協働体制づくりと財源の確保
- ・地域における一体感の醸成
- ・地域と専門機関との役割分担
- ・個別事例への対応
- ・地域で対応困難な事例の対応への流れの明確化

○ 要援護者支援に関する課題

孤立しやすい高齢者へのアプローチ

- ・孤立している高齢者に、サロン等に参加してもらうことが難しい（特に男性）
- ・問題を発見した場合、どうやって解決したらよいか方法がわからない



▲ 第1回ワークショップの様子



▲ 第2回ワークショップの様子



● 第2回ワークショップで挙げられた課題

「学生の地域保健福祉活動への参加を広げるためにできること」

○ 担い手に関すること

一住民として地域活動に参加する

- ・あいさつする
- ・回覧板は直接渡す
- ・身内のご近所づきあいにお邪魔する
- ・地域で、心配な人がいることに気づく。話しかける。高齢者や支援を要する人のリストを作成する
- ・町内会活動へボランティアとして参加
- ・子どもたちと一緒に地域活動に参加する
- ・学生によるゴミ出し、雪かき、見回り、買い物や掃除などのボランティア
- ・若者の町内会を開く（町内会と協力）

学業を通じた関わり、地域を知る

- ・授業における学びの場として地域活動を活用
- ・地域活動を単位化する
- ・研究・調査と関連させる
- ・大学の授業で地域の問題について知る
- ・地域の防災活動や行事に参加する

地域活動のサポート・ボランティアとしての参加

- ・地域の子どもたちとの関わり（児童館等）
- ・学生の地域イベントへの参加・サポート
- ・マンパワーが必要な時に提供する
- ・敬老会などでの足湯ボランティア
- ・地元の食材を使った料理作り等、交流会の開催。サロン活動の手伝い
- ・介護予防等の健康づくりの事業実施

○ リーダー・コーディネーターに関すること

活動の土台として、地域を見える化する

- ・高齢者など、支援対象者やニーズの把握
- ・地域資源の把握
- ・技能を持つ人の“達人マップ”作り
- ・地域ニーズの明確化
- ・学生が行っている活動内容の共有

情報の信頼性、周知

- ・学生を守る（確かな情報と管理。安全性の確保）
- ・学生に情報を流す手法・仕組みづくり

○ 場づくり・ネットワークづくりに関すること

学生と地域をつなぐ仕組み・場づくり

- ・高齢者にかかわる機会づくり
- ・地域住民と学生と一緒に活動する機会
- ・ボランティアフィールドワークの開催
- ・町内会と学生、教職員と一緒にワークショップを開催し、地域の課題分析をする
- ・地域支援の年間カレンダーを作成し、学生参画型の活動を実践する
- ・地域課題のスタディツアーの受け入れや共催
- ・地域の方に先生になってもらうような研修の開催
- ・カフェの開催、留学生・近所の子供も含めたイベントの開催（コミュニティづくり）

学生のボランティアを促進する機会づくり

- ・大学のボランティアサークル間の連携
- ・地域の行事、実行委員会等への参加
- ・大学と地域が連携したイベントの開催
- ・夏祭り、廃品回収など得意分野への参加
- ・高齢者を対象とした健康指導
- ・若者の得意な分野の趣味を学ぶワークショップの開催。パソコン・スマートフォンの使い方などの高齢者向けの研修
- ・学生も楽しいと思える活動と併せて実施

情報の受発信の工夫

- ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）によるボランティア情報の発信
- ・活動後に報告を行い、活動情報を共有

○ 連携強化に関すること

大学全体の方針、組織としての連携

- ・学生たちが地域に出やすい取り組み
- ・地域支援できる仕組みの確立と学内での位置づけ
- ・地域福祉活動における大学間での統一
- ・大学保有資源の活用、地域解放

連携相手からの評価、フィードバック

- ・過去の学生の活動の評価の共有
- ・学生の活動を地域や行政が評価する仕組み

● 第3回ワークショップで挙げられた課題

「安心した暮らしを支える地域ネットワーク構築における課題」

○ 担い手に関する課題

担い手不足

- ・地域団体の活動の担い手不足
- ・身寄りがいない方への声かけ支援などを出来る人材・グループが必要
- ・支援が必要な人が増えて、支え手募集の際に負担感が大きい
- ・若者が地域から離れ、転出が転入を上回っている
- ・地域役員の固定化・後継者の不足
- ・活動を支える人の高齢化
- ・地域内の若い人にボランティア参加を呼び掛けても、なかなか集まらない

活動する環境の課題

- ・安全面や補償など、安心した活動のためのリスク管理

○ 連携強化に関する課題

地域の連携不足

- ・地域内のケアマネジャー、地域包括支援センター、町内会、病院、地区社協（福祉委員）、民生委員、地域内の施設、マンション等の管理会社などとの連携や情報交換が不足している
- ・地域の団体同士の連携が不足

地域と行政の連携不足

- ・どこにSOSを出していいかわからない
- ・困難事例の対応できず、あきらめてしまう
- ・行政と住民に温度差がある
- ・地域包括ケアシステムへの理解不足

○ つながり・場づくりの課題

地域コミュニティの希薄化

- ・一人暮らし世帯や老人世帯の増加
- ・一人ひとりの生活を知ることができない
- ・ご近所の関わりが少なくなっている
- ・団地の関わり方（希薄で動けない）
- ・ご近所の家族構成がわからない
- ・外に出る回数が少ない
- ・地域活動への不参加。興味が薄い
- ・高齢者の顔（姿）が見えない
- ・家にいる人に外に出てもらうのが難しい
- ・独居高齢者の状況把握が難しい
- ・個人情報関係で認知症の方の把握が難しい
- ・支え合いと言いつつ、放っておいてという世間になっている
- ・地域との関わりを持ちたくない人が増加
- ・町内会未加入世帯の増加

話合い、集い、活動の場の不足

- ・町内会（地域）で参加できる行事が少ない
- ・お茶会ができるような環境が少ない
- ・自由な活動場所の不足



▲ 第3回ワークショップの様子



▲ 第4回ワークショップの様子



● 第4回ワークショップで挙げられた課題

「地域団体の連携した取り組みを推進する上での課題」

○ 担い手に関する課題

担い手不足

- ・高齢化による役員の担い手不足、行事の手伝い不足
- ・若い人の参加・取り込み方
- ・支援者を増やす必要がある

○ リーダー・コーディネーターに関する課題

ネットワークによる支援力を高めるリーダー・コーディネーター役

- ・まとめる中心者・団体を誰にするか
- ・キーパーソンの発見

○ 場づくり・ネットワークづくりの課題

コミュニティづくり・主体的な場づくり

- ・新しいふるさとづくりの意識を高める
- ・従来からの住民との意識の壁を取り払う
- ・活動支援から入居者主体の活動づくり

活動における連携体制

- ・関係者やまとめ役、活動者間の情報共有
- ・連携するためのきっかけづくり
- ・地域での連帯感づくり
- ・役員間の人間関係

ネットワークの構成

- ・どの圏域でネットワークを作るか
- ・中心となる人材の確保、決め方
- ・地元町内会との関係づくり
- ・地域団体以外の団体の参加

ネットワークの方向性・目的の共有

- ・既存ネットワークとの整合性や集約化
- ・ひとつの目的を達成した後のネットワークの継続や、目的の確認または再設定

○ 連携強化に関する課題

関係機関との連絡調整

- ・行政の仕組み、支援の種類や内容、どこに相談すればいいのか分からない
- ・行政のリーダーシップが必要

○ 支援活動の推進における課題

支援内容の課題

- ・活動のマンネリ化
- ・現在の活動を、今後も長く継続できるか

支援対象の固定化

- ・イベントへの参加者がいつも同じ
- ・一人暮らしの方の参加が進まない
- ・高齢者、子ども、勤め人や独居人、障害者等の交流不足

支援のあり方の共有

- ・入居者との信頼関係づくり
- ・困り事がわかりにくい（ニーズ把握）

個別課題への支援

- ・アルコール依存、認知症、寝たきり高齢者等、個別課題を抱える方が増えている
- ・地域支援はうまくいったが、個別支援についての支援方策や体制づくりが課題

活動資金

- ・活動を推進するための費用
- ・助成金がなくなった場合の活動

○ 住民の生活上の課題

住民の高齢化・孤立化

- ・復興公営住宅入居住民の7割が高齢者（周辺地域も高齢化）
- ・棟内での孤立（特に一人暮らしの方）
- ・家からなかなか出ようとしていない人がいる

住民相互の関係

- ・住民のグループ化による孤立
- ・顔が見えない。隣の人を知らない。何を話していいかわからない
- ・コミュニケーション不足
- ・高齢者が多いので、状況が変化しやすい

新たな場所での生活課題

- ・共同住居の管理の問題（掃除、ゴミ出し、ペットなど）
- ・買い物時のバスが必要
- ・年金暮らしで先行きが不安
- ・高齢者世帯が多く、町内会運営が不安



● ワークショップを通じて出された地域課題解決に向けたアイデア

ワークショップによる話し合いの中で、各参加者からは実践に基づく具体的な対応策等、今後の参考になるようなアイデアや事例も出されました。その一部をご紹介します。

○ 担い手に関する対応策

- ・65歳以上の方を対象にした地域ガイダンスの開催。元気な高齢者は支援者に
- ・福祉委員の任期を固定化しない
- ・福祉委員の活動支援
- ・町内会、老人会、お祭り等、既存の地域活動を活かした人材育成
- ・若者（町内会単位）と町内会との連携
- ・コミュニケーションのきっかけとなる機会やメリットを作る
- ・得意な技能等の登録（達人マップの作成）
- ・コンビニや商店、新聞販売店に部分的な協力を依頼する
- ・活動している人への精神的な支えは、やる気につながる
- ・学生との交流が好きな地域の人材の発見
- ・認知症や高齢者など、支援を必要としている方への関わり方を学ぶことで、関わりやすくする
- ・小さい頃からの福祉教育（助け合い意識）
- ・隣組（向こう三軒両隣）の構築

○ 場づくり・ネットワークづくりに関する対応策

- ・地域団体間で互いの活動をPRする
- ・町内会長、福祉委員、民生委員、保健師、施設関係者、ケアマネージャーなど、横の連絡を密にし、情報交換する
- ・個別ケースについて、関係機関で話し合った内容を地域内にフィードバックする
- ・町内会ごとに困難事例を話し合う
- ・ケア会議に町内会長にも入ってもらう
- ・活動経験について、有益だったことを卒業生から伝えてもらう機会を作る
- ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用
- ・老人クラブや健康体操などの際に、情報交換の場を持つ
- ・好きな内容のものが選べるような、多様な内容のサロンの実施
- ・気軽に参加、歩いて行ける集いの場所
- ・病院の中でサロンを実施する
- ・年代別の会合を行い、何ができるか話し合う

○ リーダー・コーディネーターに関する対応策

- ・地域の情報を持つ人を掘り起こし、その情報を見える化する
- ・ニーズの調整や把握等、つなぎ役が確かな情報を把握する
- ・支援対象者が求めていることを明確にする（学生ができることとのマッチングや活動しやすい環境づくり）
- ・大学を通じて学生やサークルに依頼する
- ・ボランティアやお手伝いを紹介したり、ニーズをキャッチするシステムづくり
- ・需要のある高齢者を把握する
- ・学生の活動内容を知ってもらう仕組み
- ・ネットワークを組む団体について、町内会や連合町内会会長が特色を正しく把握してまとめる
- ・社協が地域団体間のつなぎ役として機能
- ・区域内をブロックに分割して、ブロック長を中心に地域内の活動差をカバーする
- ・役員交代の際に、世代交代についても話題にする

○ 連携強化に関する対応策

- ・地区社協や民生委員が連合町内会をバックアップする
- ・地域団体が合同で研修会を開催する
- ・コミュニティソーシャルワーカーを交えて地域役員との会議を開催し、意識づけを図る
- ・町内で対応が困難な場合は、地区社協で受け止め専門機関へつなげる体制の構築
- ・地域内の施設団体や相談機関等、様々な協力を得て、まちづくり協議会として地域を組織化し、人材・福祉的な課題も地域全体で取り組む土台とする
- ・行政や専門家、民生委員とともに対応
- ・掲示板の張り替えや朝のゴミ出し場面を活用した日常的な見守り
- ・主治医との情報共有システムづくり
- ・包括ケア会議、個別ケア会議、圏域ケア会議の開催を、地域団体の情報共有の場として利用することで、要援護者の支援だけでなく、支援者の支援もできる



市民参加の取り組み③／地域福祉セミナーについて

市民フォーラム「地域福祉セミナー」は、市民の地域福祉への関心を高めること、また新たな地域福祉の担い手を育成することをねらいとして、市民や福祉関係者等を対象に平成15年度から毎年開催しています。

(1) 日時・場所

平成27年11月9日(月) 13:00~16:00
仙台市太白区文化センター 2階 楽楽楽ホール



▲ 第13回地域福祉セミナーの様子

(2) 主催 仙台市、仙台市社会福祉協議会

(3) テーマ より柔軟で強い地域の福祉力を育むために ～身近な地域だから気付く、そこで生活しているから出来る行動とは～

(4) 趣旨

仙台市の「地域保健福祉計画」と仙台市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の策定に向けた、市民意見聴取の場として開催。また、両計画の策定委員に就任いただいている学識経験者や関係機関・地域団体等の代表者にご出席いただき、今後の地域保健福祉のあり方(課題や解決策)について参加者と共有する機会とした。

(5) プログラム

○オープニング講演 「より柔軟で強い地域の福祉力を育むために」

講師:

東北学院大学経済学部共生社会経済学科 教授 阿部 重樹 氏

○シンポジウム 「身近な地域だから気付く、そこで生活しているから出来る行動とは」

コーディネーター:

宮城大学事業構想学部事業計画学科 助教 鈴木 孝男 氏

シンポジスト:

生出地区民生委員児童委員協議会 会長 山口 強 氏

高森東地区社会福祉協議会 会長 小川 登 氏

仙台市地域包括支援センター連絡協議会 会長 折腹 実己子 氏

特定非営利活動法人FOR YOUにこにこの家 理事長 小岩 孝子 氏

○クロージング座談会 「主体的な行動の促進と効果的な仕組みづくり」

コーディネーター:

東北学院大学経済学部共生社会経済学科 教授 阿部 重樹 氏


登壇者:

宮城大学事業構想学部事業計画学科 助教 鈴木 孝男 氏

仙台市健康福祉局健康福祉部 参事 石澤 健 氏

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 事務局次長 高橋 健一 氏

(6) 参加者数 353名(ボランティア、NPO、地区社協、民生委員、町内会、行政、地域包括支援センター、福祉事業所、学生、企業等)



市民参加の取り組み④／中間案に対する市民意見募集結果について

(1) 募集期間

平成27年12月1日～平成27年12月28日

(2) 募集方法

- 市政だより12月1日号及び仙台市ホームページに募集記事を掲載
- 「中間案」「中間案（概要版）」「意見提出様式」を下記の場所で配布。また、同様の資料の電子データをホームページ上で公開

<主な資料配布場所>

市役所、各区役所・総合支所、市民センター、シルバーセンター、地域包括支援センター、市社会福祉協議会及び各区・支部事務所 他

(3) 意見提出方法

郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法

(4) 募集結果

意見件数 50件（意見提出者 17名）



仙台市社会福祉審議会条例（平成12年3月17日仙台市条例第三号）

（設置）

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第七条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、仙台市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（委員の定数）

第二条 審議会の委員の定数は、七十人以内とする。

（委員の任期）

第三条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長の職務を行う委員）

第四条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（専門分科会）

第五条 審議会に老人の福祉に関する事項を調査審議させるため、老人福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議させるため、地域福祉専門分科会を置く。

（審議会の調査審議の特例）

第六条 法第十二条の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

（会議）

第七条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会の委員）

第八条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

（民生委員審査専門分科会の委員）

第九条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。



- 2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
(仙台市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例の廃止)
- 2 仙台市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例(昭和六十三年仙台市条例第百二十七号)は、廃止する。

附 則(平一二、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平一三、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二七、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

仙台市社会福祉審議会運営要領（平成12年5月9日審議会決定）

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(委員長・副委員長)

第2条 審議会に、委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

2 審議会に、委員長の指名による副委員長1人を置く。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、当該各号に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項
- (3) 老人福祉専門分科会 老人福祉に関する事項
- (4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (5) 児童福祉専門分科会 児童福祉に関する事項



- 2 専門分科会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 専門分科会に、専門分科会委員の互選による専門分科会長 1 人及び専門分科会長の指名による専門分科会副会長 1 人を置く。

(審査部会)

第 4 条 障害者福祉専門分科会に、身体障害者の障害の程度、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく医師の指定及び取消に関する事項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く。）の指定及び取消に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉審査部会を置く。

- 2 児童福祉専門分科会に、里親の認定に関する事項、児童の措置及び児童虐待による死亡事例等の検証に関する事項を調査審議するため、措置・里親審査部会を、保育所及び家庭的保育事業等の認可に関する事項を調査審議するため、保育所等認可審査部会を置く。

- 3 審査部会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 4 審査部会に、審査部会委員の互選による部会長 1 人及び部会長の指名による副部会長 1 人を置く。

(会議)

第 5 条 専門分科会及び審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

- 2 専門分科会及び審査部会の会議は、審議会について定めているものの例による。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる組織において処理する。

- (1) 審議会、民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 健康福祉局健康福祉部社会課
- (2) 障害者福祉専門分科会 健康福祉局健康福祉部障害企画課
- (3) 老人福祉専門分科会 健康福祉局保険高齢部高齢企画課
- (4) 児童福祉専門分科会 子供未来局子供育成部総務課

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成12年5月9日から施行する。

- 2 仙台市社会福祉審議会要綱（平成元年6月2日審議会決定）は、廃止する。

附 則（平成18年4月27日改正）この改正は、平成18年4月27日から実施する。

附 則（平成21年4月22日改正）この改正は、平成21年4月22日から実施する。

附 則（平成22年6月30日改正）この改正は、平成22年6月30日から実施する。

附 則（平成25年6月26日改正）この改正は、平成25年6月26日から実施する。

附 則（平成27年4月22日改正）この改正は、平成27年4月22日から実施する。

仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(◎会長 ○副会長)

- ◎ 阿部 重樹 東北学院大学経済学部教授
- 鈴木 孝男 宮城大学事業構想学部助教
- 大瀧 正子 仙台市医師会理事
- 折腹 実己子 仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長
- 小岩 孝子 特定非営利活動法人 FOR YOU にこにこの家理事長
- 小菅 玲 仙台歯科医師会専務理事
- 島田 福男 仙台市連合町内会長会副会長
- 庄司 健治 仙台市民生委員児童委員協議会会長
- 中田 年哉 仙台市知的障害者関係団体連絡協議会事務局
- 中村 祥子 特定非営利活動法人グループゆう代表理事
- 根本 勁 小松島地区社会福祉協議会会長
- 諸橋 悟 特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会理事長
- 渡邊 純一 社会福祉法人仙台市障害者福祉協会常務理事兼事務局長
- 渡邊 礼子 仙台市ボランティア連絡協議会事務局長

(敬称略、委員は五十音順)





支え合いのまち推進プラン

—第3期仙台市地域保健福祉計画—

平成28年3月発行

発行／仙台市健康福祉局健康福祉部社会課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL 022-214-8158 FAX 022-214-8194

E-mail: fuk005320@city.sendai.jp

印刷／東北紙工株式会社



支え合いのまち推進プラン

—第3期仙台市地域保健福祉計画—

平成28年3月発行

発行／仙台市健康福祉局健康福祉部社会課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
TEL 022-214-8158 FAX 022-214-8194
E-mail: fuk005320@city.sendai.jp